

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民健康保険に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊田市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

愛知県豊田市長

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

今後、国通知により、一部表現上の修正が入る可能性があります。

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の内容 ※	<p>国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険を適正に運用するため、以下の事務を行う。</p> <p>①社会保険離脱や転出入等に伴う被保険者の資格取得喪失及び資格情報の管理 ②被保険者証及び高齢受給者証の更新・発行 ③被保険者の所得状況等による保険税の計算及び賦課 ④納税義務者及び特別徴収義務者に対する納税通知書の発送 ⑤被保険者からの各種申請に基づく保険税の軽減及び減免 ⑥医療機関からのレセプトの審査及び医療機関への保険者負担分の支払い ⑦限度額適用認定証等の申請受付及び交付 ⑧療養費、高額療養費等の申請受付及び支給 ⑨出産育児一時金及び葬祭費その他の給付事業の実施 ⑩オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理及び機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）</p> <p>これらの事務に対し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。</p> <p>番号法に基づき、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応するために、国民健康保険の事務に関わる特定個人情報を自治体中間サーバーに登録する。</p> <p>なお、オンライン資格確認等システムの仕組み導入に伴い、愛知県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）から委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）が、被保険者等の資格情報を国保総合（国保集約）システム経由で、医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画へ、被保険者異動情報の登録を行う。あわせて、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が、機関別符号の取得及び紐付け情報の提供を行う。</p>
③対象人数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[30万人以上] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	国民健康保険情報システム
②システムの機能	<p>①資格情報管理機能 - 国民健康保険の被保険者の資格取得及び喪失を把握し管理する機能 - 被保険者証等の発行、発行履歴を記録する機能</p> <p>②賦課情報管理機能 - 賦課の根拠となる所得情報の照会と、国民健康保険のために把握した所得情報の管理機能 - 保険税の賦課計算を行う機能及び賦課情報を記録する機能</p> <p>③給付情報管理機能 - 医療給付情報（高額療養費等）を把握し管理する機能 - 限度額適用認定証等の発行、発行履歴を記録する機能 - その他給付情報（葬祭費、出産育児一時金等）を把握し管理する機能</p> <p>④申請書・通知書等発行機能 - 国民健康保険異動届等、各種申請書を発行する機能 - 国民健康保険税納税通知書（兼変更通知書）等、各種通知書を発行する機能</p> <p>⑤住民登録情報照会機能 - 国民健康保険事務に必要な住民登録情報の一部を照会する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム2

①システムの名称	国民健康保険総合システム
②システムの機能	<p>①レセプトの照会及び点検 ②国民健康保険業務に関する情報の管理 ※情報は国保連合会から提供される</p>

③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム
	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム
	[] 宛名システム等	[] 税務システム
	[] その他 ())
システム3		
①システムの名称	国民健康保険情報データベース	
②システムの機能	①国民健康保険基盤安定負担金の交付申請の管理 ②国民健康保険調整交付金の交付申請の管理 ③国民健康保険療養給付費等負担金の交付申請の管理 ④国民健康保険毎月事業報告書の管理 ⑤国民健康保険事業報告書の管理 これらの情報を国が定めた様式により管理している	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム
	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム
	[] 宛名システム等	[] 税務システム
	[] その他 ())
システム4		
①システムの名称	統計補助金システム	
②システムの機能	①国民健康保険調整交付金の交付申請の管理 ②国民健康保険療養給付費等負担金の交付申請の管理 ③国民健康保険毎月事業報告書の管理 ④国民健康保険事業報告書の管理 これらの情報を県が定めた様式により管理している	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム
	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム
	[] 宛名システム等	[] 税務システム
	[] その他 ())
システム5		
①システムの名称	統合宛名システム	
②システムの機能	①統合宛名番号の管理機能 -統合宛名番号を新規付番する機能 -個人番号と統合宛名番号の関連付けを行う機能 ②統合宛名番号の検索機能 -既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能 ③自治体中間サーバー連携機能 -自治体中間サーバー又は自治体中間サーバー端末からの要求に基づき、統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム
	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム
	[] 宛名システム等	[] 税務システム
	[○] その他 (自治体中間サーバー))

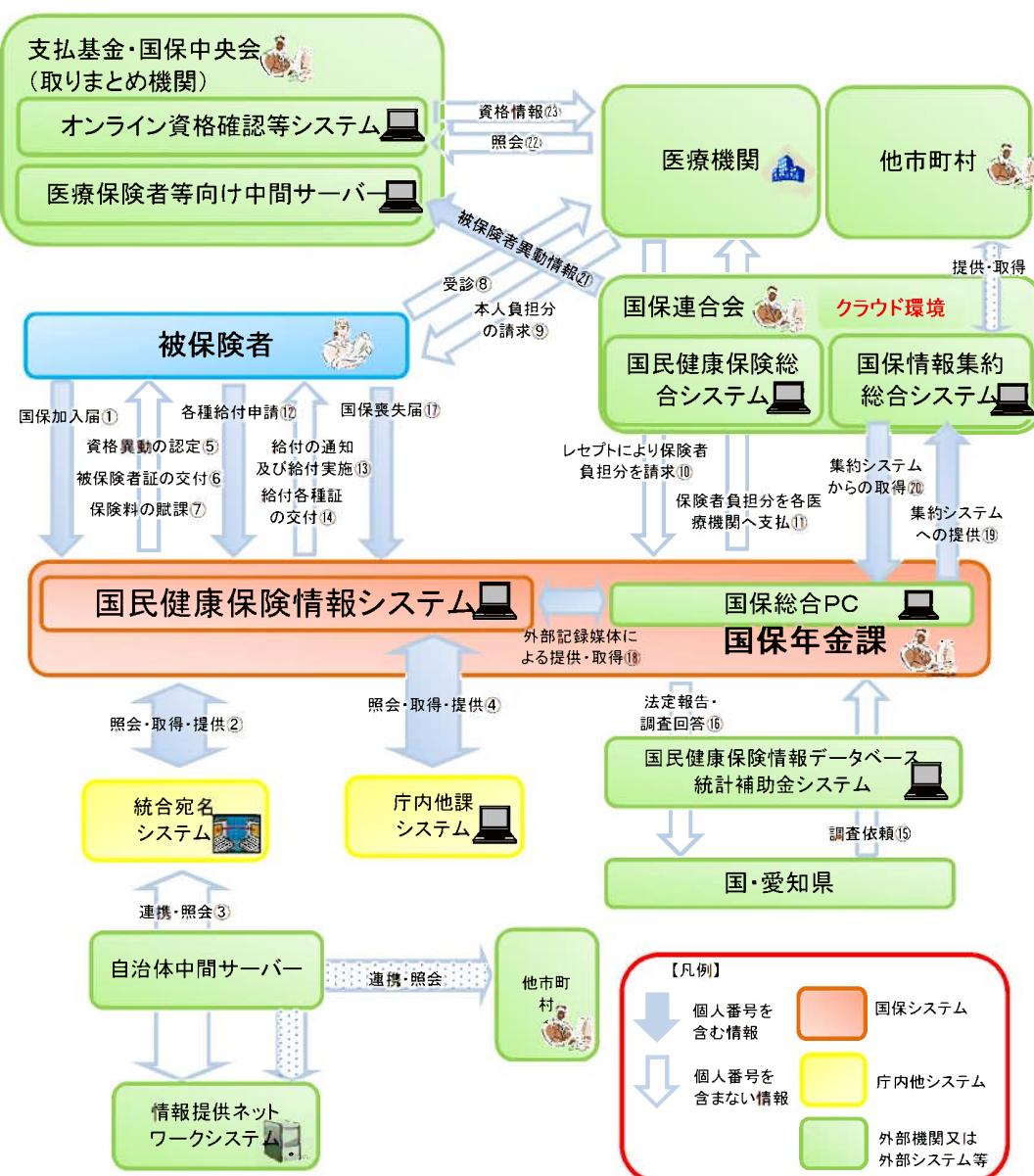
システム6	
①システムの名称	自治体中間サーバー
②システムの機能	<p>①符号管理機能 ・情報照会及び情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する機能</p> <p>②情報照会管理機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</p> <p>③情報提供機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能</p> <p>④既存システム接続機能 ・自治体中間サーバーと既存業務システム、番号連携システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する機能</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保管及び管理する機能</p> <p>⑦データ送受信機能 ・自治体中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)との間で情報照会、情報提供及び符号取得のための情報等について連携する機能</p> <p>⑧セキュリティ管理機能 ・情報セキュリティを管理する機能</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能 ・自治体中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</p> <p>⑩システム管理機能 ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れの情報を削除する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
システム7	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	<p>①地方公共団体情報システム機構への情報照会機能 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する機能</p> <p>②本人確認情報検索機能 統合端末において入力された基本4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する機能</p> <p>③符号の請求機能 符号取得のため、地方公共団体情報システム機構に対して個人番号等を送付する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>

システム8	
①システムの名称	国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」という。)
②システムの機能	<p>(1)資格継続業務 ①被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 ・市区町村の国保総合PCのファイル転送機能を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 ②被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) ・都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者資格データを配信する。</p> <p>(2)高額該当回数の引き継ぎ業務 ①継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) ・市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 ②継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) ・転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。</p> <p>(3)オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 ①被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 ・市区町村の国保総合PCのファイル転送機能を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 ②医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>

システム9	
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等
②システムの機能	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対する住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機関保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。</p> <p>医療保険者等向け中間サーバー等は、国保中央会及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が運営する。</p> <p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p> <p>(1) 資格履歴管理事務に係る機能 ① 資格履歴管理(評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号を含む。)を委託区画に登録する。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 ② オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。</p> <p>※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外</p> <p>(2) 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 ① 機関別符号取得(※2)(評価対象外) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 ② 情報照会 及び (iii)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 ③ 情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。</p> <p>※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外</p> <p>(3) 本人確認事務に係る機能 ① 個人番号取得 及び ② 基本4情報取得(実施しないため評価対象外) ・市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険個人情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p><豊田市国民健康保険業務> 国民健康保険被保険者情報を適正に管理し、正確な賦課及び給付事務を行う必要性があるため <オンライン資格確認の準備業務> オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。</p>
②実現が期待されるメリット	<p><豊田市国民健康保険業務> 個人特定の正確性が向上し、正確な情報が把握できるようになることから、国民健康保険の公平・公正な運用につながる。 <オンライン資格確認の準備業務> オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用の仕組みを実現する。</p>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p><豊田市国民健康保険業務> 番号法第9条第1項 別表第1の16項及び30項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><豊田市国民健康保険業務> 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (情報照会の根拠) 別表第2の27項(20条)、42項(25条)、43項、44項(26条)、45項 ※括弧内は別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の条番号 (情報提供の根拠) 別表第2の1項(1条)、2項(2条)、3項(3条)、4項(4条)、5項(5条)、17項、22項、26項(19条)、27項(20条)、30項、33項、39項、42項(25条)、58項、62項(33条)、80項(43条)、87項(44条)、88項、93項(46条) ※括弧内は別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の条番号 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
8. 他の評価実施機関	
一	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ①転入や社会保険喪失などによる国民健康保険加入の届出を受ける。
- ②統合宛名システムの機能を使い、個人番号を参照する。また、国保加入届より取得した個人番号を宛名番号と紐付ける。
- ③必要な情報を自治体中間サーバーへ登録する。また情報提供ネットワークより必要な情報を取得する。
- ④庁内他課システムから国民健康保険の資格、賦課及び給付に必要な情報を取得する。
- ⑤加入条件を確認した上で加入者に対する資格の認定を行う。
- ⑥被保険者証を交付する。
- ⑦各システム照会等で把握した所得情報を基に国民健康保険税を計算し、納付書を送付する。
- ⑧被保険者が傷病等により医療機関で受診をする。
- ⑨医療機関がかかるたった医療費の3割を自己負担分として患者に請求する。
- ⑩医療機関が残りの7割(保険者負担分)を国保連合会を経由してレセプトにより保険者へ請求する。
- ⑪正当な請求に関して、国保連合会を経由して医療機関へ支払を行う。
- ⑫各種給付事業に関して、該当する場合に申請を受ける。
- ⑬申請内容に基づき、各種給付の決定通知及び給付の実施を行う。
- ⑭各種証の交付を行う。
- ⑮国・県が各種調査及び報告を行う。
- ⑯依頼のあった各種調査・報告を回答及び確認する。
- ⑰国保加入者の転出、死亡や社会保険加入等により、国民健康保険喪失の届出を受ける。
- ⑱資格異動及び高額療養費の多数該当等の情報の取得・提供に外部記録媒体を利用して取得、提供する。
- ⑲本市における資格異動及び高額療養費の多数該当等の情報を国保総合PCを使用して国保情報集約システムへ提供する。
- ⑳他市における資格異動及び高額療養費の多数該当等を集約した情報を国保情報集約システムから国保総合PCに取得する。
- ㉑オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、医療保険者向け中間サーバー等システムの委託区画へ、被保険者異動情報を提供する。
- ㉒医療機関が、オンライン資格確認等システムを利用して被保険者の資格等の照会を行う。
- ㉓オンライン資格確認等システムが、被保険者の資格等の提供を医療機関に行う。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
国民健康保険個人情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[<input type="checkbox"/> システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	豊田市国民健康保険に加入した住民及び加入者が属する世帯の世帯主 ※国保資格喪失者を含む。	
その必要性	国民健康保険被保険者資格を適正に管理し、正確な賦課、給付事務を行う必要性があるため	
④記録される項目	[<input type="checkbox"/> 100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () 	
その妥当性	<p>【識別情報】 - 国民健康保険資格、賦課及び給付対象者を識別するため 【連絡先等情報】 - 国民健康保険資格を管理するとともに、賦課、給付内容を決定するため - 税額決定通知書等の送付先や本人への連絡先等を把握するため 【業務関係情報】 - 地方税関係情報: 国民健康保険税の賦課決定や更正決定を行うため - 健康・医療関係情報: 医療受給者証情報を基に給付事務を行うため - 医療保険関係情報: 医療情報を基に給付事務を行うため - 介護・高齢者福祉、年金関係情報: 国民健康保険税特別徴収を行うとともに、高額介護合算療養費の算定根拠とするため </p>	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成27年10月5日	
⑥事務担当部署	市民部国保年金課	

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 (市民部:市民課、債権管理課、市民税課、福祉部:生活 福祉課、介護保険課、福祉医療課、保健部:総務課、) [○] 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他地方公共団体) [] 民間事業者 () [○] その他 (国保連合会)					
②入手方法		[○] 紙 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [○] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [] その他 ()					
③入手の時期・頻度		<本人・他部署・行政機関・独立行政法人等・他地方公共団体からの入手> 【識別情報】 ・隨時 【連絡先等情報】 ・随时 【業務関係情報】 ・地方税関係情報: 隨時 ・健康・医療関係情報: 隨時 ・医療保険関係情報: 隨時 ・介護・高齢者福祉、年金関係情報: 隨時 ・公金受取口座情報: 隨時 <国保連合会からの入手> 【業務関係情報】 ①資格継続業務 ・被保険者情報(国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報): 平成30年4月1日以後に、 日次の頻度 ②高額該当の引き継ぎ業務 ・引き継ぎ情報(転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報): 平成30 年4月1日以後に、月次の頻度					
④入手に係る妥当性		<本人・他部署・他地方公共団体からの入手> 国民健康保険法、地方税法、番号法等の範囲内で届出、申請等の情報、国保資格又は国保資格に付随する情報並びに賦課及び給付に関する情報の収集を行うことは、保険者として国保運営を行うために必要である。					
⑤本人への明示		<国保連合会からの入手> 国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、当市が保険給付の支給又は保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該事務において必要な情報を入手する必要がある。					
⑥使用目的 ※		国民健康保険被保険者資格を適正に管理し、正確な賦課、給付事務を行うため					
⑦使用の主体		変更の妥当性 —					
⑦使用の主体	使用部署 ※	国保年金課					
	使用者数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 33%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満						
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満						
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上						

⑧使用方法 ※	<p>①国保資格管理事務 -入手した届出書等の情報を元に、被保険者の資格取得喪失を行う。 -入手した本人の情報を元に、国民健康保険被保険者証を発行し、送付する。</p> <p>②国保賦課事務 -必要に応じて他市町村へ所得照会を行い、入手した情報を元に賦課を行う。 -入手した本人の情報を元に、国民健康保険税納税通知書を作成し、送付する。</p> <p>③国保給付事務 -必要に応じて入手した申請書等の情報を元に、限度額適用認定証等の交付を行う。 -入手した本人の情報を元に、療養費・高額療養費等の給付を行う。</p>
情報の突合 ※	業務に必要な範囲内において、本人からの届出、申請等の内容と、住民票情報等との突合を行う
情報の統計分析 ※	<ul style="list-style-type: none"> -国民健康保険事務の適切な運営や基礎資料を得ることを目的とする統計分析を行う -特定の個人を特定し得るような情報の統計分析は行わない
権利利益に影響を与える決定 ※	<ul style="list-style-type: none"> -国保資格の付与 -保険証交付 -国民健康保険税の賦課決定 -国保給付決定
⑨使用開始日	平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	〔 委託する 〕 <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (10) 件	
委託事項1	国民健康保険被保険者証更新事務	
①委託内容	被保険者証印刷、封入業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	〔 特定個人情報ファイルの一部 〕 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	〔 10万人以上100万人未満 〕	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	豊田市国保被保険者	
その妥当性	豊田市国保被保険者全員に、その資格を示すための証を作成する必要があるため、委託する特定個人情報ファイルの範囲として妥当と言える。	
③委託先における取扱者数	〔 10人以上50人未満 〕	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	〔] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	入札結果として豊田市ホームページにて公表	
⑥委託先名	毎年度入札により委託契約するため未定	
再委託	⑦再委託の有無 ※	〔 再委託しない 〕 <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2	国民健康保険税納税通知書の印刷、カッティング、ブッキング、抜き取り、封入、封緘	
①委託内容	国民健康保険税納税通知書の印刷、カッティング、ブッキング、抜き取り、封入、封緘作業(当初)	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	〔 特定個人情報ファイルの一部 〕 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	〔 10万人以上100万人未満 〕	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	豊田市国保被保険者の属する世帯の世帯主	
その妥当性	豊田市国保被保険者の属する世帯の世帯主に、その世帯の当初賦課情報を通知する書類を封入・封緘しこれを送付する必要があるため、委託する特定個人情報ファイルの範囲として妥当と言える。	
③委託先における取扱者数	〔 10人以上50人未満 〕	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	

⑤委託先名の確認方法		入札結果として豊田市ホームページにて公表	
⑥委託先名		入札により委託契約するため未定	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項3		国民健康保険税納税通知書の印刷、カッティング、ブッキング、抜き取り、封入、封緘	
①委託内容		国民健康保険税納税通知書の印刷、カッティング、ブッキング、抜き取り、封入、封緘作業(例月)	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	委託対象期間に資格異動があった豊田市国保被保険者の属する世帯の世帯主	
	その妥当性	委託対象期間に資格異動があった豊田市国保被保険者の属する世帯の世帯主に、その世帯の変更賦課情報を通知する書類を封入・封緘しこれを送付する必要があるため、委託する特定個人情報ファイルの範囲として妥当と言える。	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		入札結果として豊田市ホームページにて公表	
⑥委託先名		入札により委託契約するため未定	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項4		納付済額のお知らせ											
①委託内容		国民健康保険税等納付済額のお知らせの封緘											
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px;">[10万人以上100万人未満]</td> <td style="padding: 5px;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">委託対象年に国民健康保険税等納付済額がある者を有する世帯の世帯主</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その妥当性</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">委託対象年に国民健康保険税等納付済額がある者を有する世帯の世帯主に、その世帯の国民健康保険税等納付済額を示した通知を封緘しこれを送付する必要があるため、委託する特定個人情報ファイルの範囲として妥当と言える。</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢>			<ol style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 	対象となる本人の範囲 ※	委託対象年に国民健康保険税等納付済額がある者を有する世帯の世帯主		その妥当性	委託対象年に国民健康保険税等納付済額がある者を有する世帯の世帯主に、その世帯の国民健康保険税等納付済額を示した通知を封緘しこれを送付する必要があるため、委託する特定個人情報ファイルの範囲として妥当と言える。	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢>											
		<ol style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 											
対象となる本人の範囲 ※	委託対象年に国民健康保険税等納付済額がある者を有する世帯の世帯主												
その妥当性	委託対象年に国民健康保険税等納付済額がある者を有する世帯の世帯主に、その世帯の国民健康保険税等納付済額を示した通知を封緘しこれを送付する必要があるため、委託する特定個人情報ファイルの範囲として妥当と言える。												
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 											
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [○] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>											
⑤委託先名の確認方法		入札結果として豊田市ホームページにて公表											
⑥委託先名		毎年度入札により委託契約するため未定											
再委託	⑦再委託の有無 ※		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[再委託しない]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 再委託する 2) 再委託しない 										
	⑧再委託の許諾方法												
	⑨再委託事項												
委託事項5		医療費通知											
①委託内容		医療費通知の封緘											
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の数</td> <td style="padding: 5px;">[10万人以上100万人未満]</td> <td style="padding: 5px;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">対象となる本人の範囲 ※</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">委託対象期間に医療機関に受診した豊田市国民健康保険被保険者を有する世帯主</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">その妥当性</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">委託対象期間に医療機関に受診した被保険者を有する世帯主に、その医療費を通知するための書類を封緘し送付するため、委託する特定個人情報ファイルの範囲として妥当と言える。</td> </tr> </table>		対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢>			<ol style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 	対象となる本人の範囲 ※	委託対象期間に医療機関に受診した豊田市国民健康保険被保険者を有する世帯主		その妥当性	委託対象期間に医療機関に受診した被保険者を有する世帯主に、その医療費を通知するための書類を封緘し送付するため、委託する特定個人情報ファイルの範囲として妥当と言える。	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢>											
		<ol style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 											
対象となる本人の範囲 ※	委託対象期間に医療機関に受診した豊田市国民健康保険被保険者を有する世帯主												
その妥当性	委託対象期間に医療機関に受診した被保険者を有する世帯主に、その医療費を通知するための書類を封緘し送付するため、委託する特定個人情報ファイルの範囲として妥当と言える。												
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 											
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [○] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>											

⑤委託先名の確認方法		入札結果として豊田市ホームページにて公表	
⑥委託先名		毎年度入札により委託契約するため未定	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項6		高齢受給者証更新(年次)	
①委託内容		高齢受給者証の印刷、封入、封緘	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の範囲 ※	[<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	その妥当性	70歳以上75歳未満の豊田市国民健康保険被保険者	
		前期高齢者にその資格を示すための証を作成し、これを郵送するため、委託する特定個人情報ファイルの範囲として妥当と言える。	
③委託先における取扱者数		[<input type="checkbox"/> 10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input type="checkbox"/> 専用線] [<input type="checkbox"/> 電子メール] [<input checked="" type="radio"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)] [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] [<input type="checkbox"/> 紙] [<input type="checkbox"/> その他 ()]	
⑤委託先名の確認方法		入札結果として豊田市ホームページにて公表	
⑥委託先名		毎年度入札により委託契約するため未定	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項7		資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務		
①委託内容		<ul style="list-style-type: none"> ・資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務 ・被保険者等の資格情報を「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録 		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[特定個人情報ファイルの一部]</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 		
対象となる本人の数		<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 		
対象となる本人の範囲 ※		豊田市国保被保険者と豊田市国保被保険者の属する世帯の世帯主(*) (*)国保加入者でない世帯主を擬制世帯主という。		
その妥当性		都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を実施及びオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみに個人番号を用いるため、委託する特定個人情報ファイルの範囲として妥当と言える。		
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10人以上50人未満]</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 		
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ</p> <p>[] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑤委託先名の確認方法		委託先名は調達関係情報として豊田市ホームページにて公表		
⑥委託先名		国保連合会		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[再委託する]</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 再委託する 2) 再委託しない 		
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等及びその他当市のセキュリティーポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。		
	⑨再委託事項	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/バックアップデータの取得と保管/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)など		

委託事項8	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務		
①委託内容	オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[特定個人情報ファイルの全体] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>		
対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
対象となる本人の範囲 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者(*)：都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 ・擬制世帯主：被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者（例：国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。） ・過去に被保険者であった者及び過去に擬制世帯主であった者 <p>* 国民健康保険法第5条及び第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう</p>		
その妥当性	オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、加入者の資格履歴情報の管理を行う。		
③委託先における取扱者数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>		
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()</p>		
⑤委託先名の確認方法	委託先名は調達関係情報として当市のWebサイトに公開する。		
⑥委託先名	愛知県国保連合会 (愛知県国保連合会は、国保中央会に再委託する)		
⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない</p>		
再委託	<p>委託先の国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていることを条件とする。</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得る。</p>		
⑧再委託の許諾方法			
⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)		

委託事項9		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務
①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの全体]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※		<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者(*):都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 ・擬制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例:国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者及び過去に擬制世帯主であった者 <p>* 国民健康保険法第5条及び第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう</p>
その妥当性		市区町村とオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。 オンライン資格確認の準備のために用いる機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。
③委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ</p> <p>[] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
⑤委託先名の確認方法		委託先名は調達関係情報として当市のWebサイトに公開する。
⑥委託先名		支払基金
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[再委託する]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
	⑧再委託の許諾方法	<p>委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていることを条件とする。</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得る。</p>
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務
委託事項10		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務

①委託内容	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害発生時のデータ復旧等)		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p>〔 特定個人情報ファイルの全体 〕</p> <p>〔 選択肢 〕 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>		
対象となる本人の数	<p>〔 10万人以上100万人未満 〕</p> <p>〔 選択肢 〕 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
対象となる本人の範囲 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者(*):都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 ・擬制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例:国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者及び過去に擬制世帯主であった者 <p>* 国民健康保険法第5条及び第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう</p>		
その妥当性	都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を実施及びオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみに個人番号を用いるため、委託する特定個人情報ファイルの範囲として妥当と言える。		
③委託先における取扱者数	<p>〔 10人以上50人未満 〕</p> <p>〔 選択肢 〕 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>		
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()</p>		
⑤委託先名の確認方法	委託先名は調達関係情報として当市のWebサイトに公開する。		
⑥委託先名	愛知県国保連合会 (愛知県国保連合会は、国保中央会に再委託する)		
⑦再委託の有無 ※	<p>〔 再委託する 〕</p> <p>〔 選択肢 〕 1) 再委託する 2) 再委託しない</p>		
再委託	<p>委託先の国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 		

	(ISMAP)に基づくソフトサービスリストに掲載されているものとする。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
⑨再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[○] 提供を行っている (19) 件 [○] 移転を行っている (9) 件 [] 行っていない		
提供先1	厚生労働大臣		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の第1の項		
②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	豊田市国民健康保険に加入した住民及び加入者が属する世帯の世帯主 ※国保資格喪失者を含む。		
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	照会を受けた都度(随時)		
提供先2	全国健康保険協会		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の第2の項		
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	豊田市国民健康保険に加入した住民及び加入者が属する世帯の世帯主 ※国保資格喪失者を含む。		
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	照会を受けた都度(随時)		
提供先3	健康保険組合		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の第3の項		
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		

⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	豊田市国民健康保険に加入した住民及び加入者が属する世帯の世帯主 ※国保資格喪失者を含む。		
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他 ()		
⑦時期・頻度	照会を受けた都度(随時)		
提供先4	厚生労働大臣		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の第4の項		
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	豊田市国民健康保険に加入した住民及び加入者が属する世帯の世帯主 ※国保資格喪失者を含む。		
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他 ()		
⑦時期・頻度	照会を受けた都度(随時)		
提供先5	全国健康保険協会		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の第5の項		
②提供先における用途	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	豊田市国民健康保険に加入した住民及び加入者が属する世帯の世帯主 ※国保資格喪失者を含む。		
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 専用線	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他 ()		
⑦時期・頻度	照会を受けた都度(随時)		
提供先6	市町村長		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の第17の項		
②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの		

④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	豊田市国民健康保険に加入した住民及び加入者が属する世帯の世帯主 ※国保資格喪失者を含む。		
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()		
⑦時期・頻度	照会を受けた都度(随時)		
提供先7	都道府県知事等		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の第22の項		
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	豊田市国民健康保険に加入した住民及び加入者が属する世帯の世帯主 ※国保資格喪失者を含む。		
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()		
⑦時期・頻度	照会を受けた都度(随時)		
提供先8	都道府県知事等		
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の第26の項		
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの		
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	豊田市国民健康保険に加入した住民及び加入者が属する世帯の世帯主 ※国保資格喪失者を含む。		
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()		
⑦時期・頻度	照会を受けた都度(随時)		

提供先9	市長村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の第27の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	豊田市国民健康保険に加入した住民及び加入者が属する世帯の世帯主 ※国保資格喪失者を含む。
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度(随時)
提供先10	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の第30の項
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	豊田市国民健康保険に加入した住民及び加入者が属する世帯の世帯主 ※国保資格喪失者を含む。
⑥提供方法	<p style="text-align: center;">[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 ()</p>
⑦時期・頻度	照会を受けた都度(随時)
提供先11	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の第33の項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	豊田市国民健康保険に加入した住民及び加入者が属する世帯の世帯主 ※国保資格喪失者を含む。

⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	[] 専用線
	[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ	[] 紙
	[] その他 ())
⑦時期・頻度	照会を受けた都度(随時)	
提供先12	国家公務員共済組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の第39の項	
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	豊田市国民健康保険に加入した住民及び加入者が属する世帯の世帯主 ※国保資格喪失者を含む。	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	[] 専用線
	[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ	[] 紙
	[] その他 ())
⑦時期・頻度	照会を受けた都度(随時)	
提供先13	市町村長又は国民健康保険組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の第42の項	
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	豊田市国民健康保険に加入した住民及び加入者が属する世帯の世帯主 ※国保資格喪失者を含む。	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	[] 専用線
	[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ	[] 紙
	[] その他 ())
⑦時期・頻度	照会を受けた都度(随時)	
提供先14	地方公務員共済組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の第58の項	
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	

④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	豊田市国民健康保険に加入した住民及び加入者が属する世帯の世帯主 ※国保資格喪失者を含む。	
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/> その他 ()	[<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度(随時)	
提供先15	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の第62の項	
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	豊田市国民健康保険に加入した住民及び加入者が属する世帯の世帯主 ※国保資格喪失者を含む。	
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/> その他 ()	[<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度(随時)	
提供先16	後期高齢者医療広域連合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の第80の項	
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	豊田市国民健康保険に加入した住民及び加入者が属する世帯の世帯主 ※国保資格喪失者を含む。	
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/> その他 ()	[<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度(随時)	

提供先17	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の第87の項	
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	豊田市国民健康保険に加入した住民及び加入者が属する世帯の世帯主 ※国保資格喪失者を含む。	
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度(随時)	
提供先18	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の第88の項	
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第18条第1項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	豊田市国民健康保険に加入した住民及び加入者が属する世帯の世帯主 ※国保資格喪失者を含む。	
⑥提供方法	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度(随時)	
提供先19	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の第93の項	
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	豊田市国民健康保険に加入した住民及び加入者が属する世帯の世帯主 ※国保資格喪失者を含む。	

⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	[] 専用線
	[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ	[] 紙
	[] その他 ()	
⑦時期・頻度	照会を受けた都度(隨時)	
移転先1	市民部市民課、地域振興部各支所・出張所	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づき定める条例	
②移転先における用途	住民基本台帳法による住民基本台帳に関する事務で主務省令で定めるもの	
③移転する情報	国民健康保険資格関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[] 10万人以上100万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	豊田市国民健康保険に加入した住民及び加入者が属する世帯の世帯主 ※国保資格喪失者を含む。	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム	[] 専用線
	[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ	[] 紙
	[] その他 ()	
⑦時期・頻度	必要に応じて隨時	
移転先2	保健部感染症予防課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づき定める条例	
②移転先における用途	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	国民健康保険賦課、給付関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[] 10万人以上100万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	豊田市国民健康保険に加入した住民及び加入者が属する世帯の世帯主 ※国保資格喪失者を含む。	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム	[] 専用線
	[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] フラッシュメモリ	[] 紙
	[] その他 ()	
⑦時期・頻度	必要に応じて隨時	
移転先3	福祉部生活福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づき定める条例	
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	国民健康保険資格関係情報	

④移転する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	豊田市国民健康保険に加入した住民及び加入者が属する世帯の世帯主 ※国保資格喪失者を含む。	
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム [<input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/> その他 ()	[<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時	
移転先4	市民部債権管理課、市民部資産税課、市民部市民税課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づき定める条例	
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	国民健康保険賦課関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	豊田市国民健康保険に加入した住民及び加入者が属する世帯の世帯主 ※国保資格喪失者を含む。	
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム [<input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/> その他 ()	[<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時	
移転先5	福祉部福祉総合相談課、福祉部高齢福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づき定める条例	
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	国民健康保険賦課関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	豊田市国民健康保険に加入した住民及び加入者が属する世帯の世帯主 ※国保資格喪失者を含む。	
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム [<input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/> その他 ()	[<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時	

移転先6	福祉部福祉医療課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づき定める条例		
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③移転する情報	国民健康保険資格関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	豊田市国民健康保険に加入した住民及び加入者が属する世帯の世帯主 ※国保資格喪失者を含む。		
⑥移転方法	<p>[○] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	必要に応じて随時		
移転先7	福祉部生活福祉課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づき定める条例		
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③移転する情報	国民健康保険賦課、給付関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	豊田市国民健康保険に加入した住民及び加入者が属する世帯の世帯主 ※国保資格喪失者を含む。		
⑥移転方法	<p>[○] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>		
⑦時期・頻度	必要に応じて随時		
移転先8	福祉部介護保険課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づき定める条例		
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		
③移転する情報	国民健康保険賦課、給付関係情報		
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	豊田市国民健康保険に加入した住民及び加入者が属する世帯の世帯主 ※国保資格喪失者を含む。		

⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他 ())
⑦時期・頻度	必要に応じて随時	
移転先9	保健部総務課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項の規定に基づき定める条例	
②移転先における用途	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	国民健康保険資格関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	豊田市国民健康保険に加入した住民及び加入者が属する世帯の世帯主 ※国保資格喪失者を含む。	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム	[<input type="checkbox"/>] 専用線
	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input type="checkbox"/>] 紙
	[<input type="checkbox"/>] その他 ())
⑦時期・頻度	必要に応じて随時	

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		<p><豊田市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入退管理を行っているサーバー室に設置されたサーバー内に保管している。サーバー室については、入退管理カードにより入退室権限を持つ者を限定している。 ・紙媒体及び電子媒体により提出された申告情報等は、鍵付きの保管庫で保管している。 <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①自治体中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された自治体中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 												
②保管期間	期間	<p><選択肢></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">1) 1年未満</td> <td style="text-align: center;">2) 1年</td> <td style="text-align: center;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4) 3年</td> <td style="text-align: center;">5) 4年</td> <td style="text-align: center;">6) 5年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7) 6年以上10年未満</td> <td style="text-align: center;">8) 10年以上20年未満</td> <td style="text-align: center;">9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">10) 定められていない</td> </tr> </table> <p>[定められていない]</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
②保管期間	その妥当性	<p>国民健康保険法第5条において「市町村又は特別区の区域内に住所を有する者は当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする」と規定されている。すなわち、住所を有する者とは住民基本台帳に定められているものであり、その者について地方自治法13条の2において、「市町村は別に法律に定めるところにより、その住民につき、住民たる地位に関する正確な記録を常に整備しておかなければならぬ。」と定められているため、国民健康保険被保険者及び被保険者であった者、被保険者となりえる者については、住民基本台帳に合わせてその保管・消去を行う。</p> <p>また、給付情報や保険料を賦課、徴収、還付するための情報に関しては、将来、世帯全員の資格を喪失した時点から5年間保管した後削除している。</p>												
③消去方法		<p><豊田市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバーやパソコン等の処分時には、データ消去ソフトによりデータ復元が不可能な状態にしている。 ・申請書等紙媒体については、内部にて定められた期間保存後溶解処理を行う。 <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 												
7. 備考														

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

国民健康保険特定個人情報ファイル

名称	資格情報	46	課税基準出年月日	8	解除事由
No.	項目名	47	世帯主名	名称	旧国保情報
1	個人コード	48	世帯主外字	No.	項目名
2	取得異動日	49	世帯主長	1	個人コード
3	取得異動届出日	50	メッセージキー	2	旧国保加入日
4	取得事由	51	メッセージ	3	旧国保有効期限
5	喪失異動日	52	市町村被保険者ID	4	旧国保喪失日
6	喪失異動届出日	53	国保適用開始届出日	5	転入区分
7	喪失事由	54	国保適用開始年月日	6	連絡票発効日
8	学遠区分	55	国保適用終了届出日	7	連絡票発行回数
9	学廃止予定日	56	国保適用終了年月日	8	異動中端末ID
10	退扶区分	57	国保適用変更届出日	9	履歴番号
11	離職区分	58	国保適用変更年月日	10	世帯コード
12	長期疾病開始日	59	原爆区分	11	世帯主個人コード
13	第三者開始日	60	特定疾病名コード	12	旧国保開始日
14	第三者終了日	名称	証情報	13	旧国保終了日
15	資格セグメント履歴数	No.	項目名	14	年度
16	世帯管理セグメント履歴数	1	世帯コード	15	所得区分
17	異動フラグ	2	個人コード	16	所得課標
18	保険証発行フラグ	3	履歴番号	17	課非区分
19	町村区分	4	保険証種類	18	軽減判定所得
20	町村住所地特例区分	5	保険証区分	19	申告区分
21	国保資格改製前履歴	6	発行区分	20	所得把握区分
22	学遠改製前履歴	7	戻り区分	21	入力日
23	退扶改製前履歴	8	発行年月日	22	更新日
24	履歴番号	9	交付年月日	名称	宛名情報
25	異動区分	10	有効期限	No.	項目名
26	異動事由	11	給付開始日	1	個人コード
27	異動年月日	12	世帯主 漢字	2	個人番号
28	異動届出年月日	13	世帯主 漢字長	3	性別
29	離職区分	14	世帯主 外字区分	4	生年月日
30	学遠区分	15	発行場所	5	検索用カナ氏名
31	退扶区分	16	書留番号	6	登録開始年月日
32	退職扶養者	17	回収日	7	登録廃止年月日
33	離職事由	18	保険証回収事由	8	世帯コード
34	離職年月日	19	性別抑止フラグ	9	世帯主個人コード
35	賦課有効期限	20	適用年月日	10	世帯主氏名
36	給付有効期限	21	給付終了年月日	11	削除区分
37	世帯コード	名称	適用除外情報	12	続柄コード
38	世帯主個人コード	No.	項目名	13	続柄
39	世帯入年月日	1	個人コード	14	現住区分
40	世帯入届出年月日	2	履歴番号	15	カナ項目
41	世帯入事由	3	適用年月日	16	漢字項目
42	世帯出年月日	4	適用届出日	17	漢字長項目
43	世帯出届出年月日	5	適用事由	18	氏名
44	世帯出事由	6	解除年月日	19	住所
45	課税基準入年月日	7	解除届出日	20	方書

国民健康保険特定個人情報ファイル

21	数値項目	33	通知書発送フラグ(7)	80	特徴期割額(02)
22	住所コード	34	通知書発送フラグ(8)	81	特徴期割額(03)
23	県	35	通知書発送フラグ(9)	82	特徴期割額(04)
24	市	36	通知書発送フラグ(10)	83	特徴期割額(05)
25	町	37	通知書発送フラグ(11)	84	特徴期割額(06)
26	字	38	通知書発送フラグ(12)	85	期割済期
27	番地	39	戻り年月日	86	期割開始期
28	枝番	40	税率区分	87	置換税額(01)
29	郵便番号	41	普徴切替フラグ	88	置換税額(02)
30	本番	42	更新端末	89	置換税額(03)
31	世帯入年月日	43	調定年月	90	置換税額(04)
32	世帯出年月日	44	世帯コード	91	期
33	変更年月日	45	調定情報(01)	92	額
名称	課税情報	46	調定情報(02)	93	更正年月日
No.	項目名	47	調定情報(03)	94	更正事由(01)
1	課税年度	48	調定情報(04)	95	更正事由(02)
2	世帯主個人コード	49	調定情報(05)	96	更正事由(03)
3	戻分判定フラグ(1)	50	調定情報(06)	97	更正事由(04)
4	戻分判定フラグ(2)	51	調定情報(07)	98	更正事由(05)
5	戻分判定フラグ(3)	52	調定情報(08)	99	代表個人コード
6	戻分判定フラグ(4)	53	調定情報(09)	100	人数
7	戻分判定フラグ(5)	54	課税標準額	101	異動年月
8	戻分判定フラグ(6)	55	所得割	102	異動事由
9	戻分判定フラグ(7)	56	資産割	103	異動区分
10	戻分判定フラグ(8)	57	算出税額	104	更正あふれフラグ
11	戻分判定フラグ(9)	58	均等割	105	被保険者数(01)
12	戻分判定フラグ(10)	59	平等割	106	被保険者数(02)
13	戻分判定フラグ(11)	60	総所得	107	確定フラグ
14	戻分判定フラグ(12)	61	軽減	108	前回調定月
15	戻分処理フラグ(1)	62	軽減率	109	賦課基準
16	戻分処理フラグ(2)	63	限度額超過額	110	差引年税額合計(01)
17	戻分処理フラグ(3)	64	年税額	111	差引年税額合計(02)
18	戻分処理フラグ(4)	65	月割減額	112	差引年税額合計(03)
19	戻分処理フラグ(5)	66	課税額	113	2割軽減該当区分
20	戻分処理フラグ(6)	67	減免額	114	2割軽減申請区分
21	戻分処理フラグ(7)	68	期割額(1)	115	平等割軽減フラグ
22	戻分処理フラグ(8)	69	期割額(2)	116	平等割軽減額(01)
23	戻分処理フラグ(9)	70	期割額(3)	117	平等割軽減額(02)
24	戻分処理フラグ(10)	71	期割額(4)	118	平等割軽減額(03)
25	戻分処理フラグ(11)	72	期割額(5)	119	軽減判定日
26	戻分処理フラグ(12)	73	期割額(6)	120	調定情報2(1)
27	通知書発送フラグ(1)	74	期割額(7)	121	調定情報2(2)
28	通知書発送フラグ(2)	75	期割額(8)	122	調定情報2(3)
29	通知書発送フラグ(3)	76	期割額(9)	123	調定情報2(4)
30	通知書発送フラグ(4)	77	期割額(10)	124	調定情報2(5)
31	通知書発送フラグ(5)	78	期割額(11)	125	調定情報2(6)
32	通知書発送フラグ(6)	79	特徴期割額(01)	126	調定情報2(7)

国民健康保険特定個人情報ファイル

127	調定情報2(8)	174	専従者控除	221	異動事由(02)
128	調定情報2(9)	175	年金収入	222	賦課期日
129	旧国保軽減	176	年金所得	223	年金フラグ
130	平等割軽減	177	年金区分	224	軽減フラグ
131	減免	178	営業所得	225	軽減判定
132	旧社扶減免	179	農業所得	226	所得額
133	所得割減免額	180	その他事業所得	227	非自発的判定区分
134	均等割減免額	181	その他のもの所得	228	非自発的課税標準額
135	平等割減免額	182	事業所得	229	非自発的調定情報(01)
136	軽減フラグ(1)	183	譲渡所得	230	非自発的調定情報(02)
137	軽減フラグ(2)	184	譲渡所得特別控除	231	非自発的調定情報(03)
138	軽減フラグ(3)	185	適用条文	232	所得金額調整控除1項FG
139	軽減フラグ(4)	186	繰越損失(税額)	233	申告所得
140	軽減フラグ(5)	187	繰越損失(軽減)	234	営業収入
141	軽減フラグ(6)	188	総所得金額	235	農業収入
142	軽減フラグ(7)	189	損益	236	その他事業収入
143	軽減フラグ(8)	190	株	237	不動産収入
144	軽減フラグ(9)	191	先物	238	不動産所得
145	軽減フラグ(10)	192	譲渡居住	239	利子所得
146	軽減フラグ(11)	193	所得把握区分	240	配当所得(総合分)
147	軽減フラグ(12)	194	青白区分	241	配当所得(分離分)
148	申請番号	195	申告区分	242	配当所得(少額分)
149	減免率	196	市民税課非区分	243	配当所得(外国分)
150	対象月(1)	197	世主区分	244	配当所得(外国証券投信)
151	対象月(2)	198	世主区分(軽減判定用)	245	配当所得(その他投信)
152	対象月(3)	199	旧国保フラグ(軽減判定用)	246	配当所得(非課税)
153	対象月(4)	200	所有区分	247	配当所得(課税)
154	対象月(5)	201	更正番号	248	配当所得(特定)
155	対象月(6)	202	差引年税額	249	専従者給与額
156	対象月(7)	203	個人更正情報(01)	250	給与所得控除後
157	対象月(8)	204	個人更正情報(02)	251	所得金額調整控除額
158	対象月(9)	205	個人更正情報(03)	252	年金雑所得支払額
159	対象月(10)	206	課税月(1)	253	年金雑所得控除後
160	対象月(11)	207	課税月(2)	254	勤労雑収入
161	対象月(12)	208	課税月(3)	255	勤労雑所得
162	減免(1)	209	課税月(4)	256	業務雑収入
163	減免(2)	210	課税月(5)	257	業務雑所得
164	減免(3)	211	課税月(6)	258	不労雑収入
165	減免(4)	212	課税月(7)	259	不労雑所得
166	減免(5)	213	課税月(8)	260	総合譲渡(短期)所得
167	個人コード	214	課税月(9)	261	総合譲渡(長期)所得
168	未就学児均等割軽減	215	課税月(10)	262	一時所得
169	旧個人コード	216	課税月(11)	263	土地等事業所得
170	所得情報	217	課税月(12)	264	一般
171	給与収入	218	異動年月日(01)	265	超短期
172	給与所得	219	異動年月日(02)	266	土地等雑所得
173	専従者給与	220	異動事由(01)	267	短期譲渡所得

国民健康保険特定個人情報ファイル

268	長期譲渡所得	315	受付番号2	18	不動産収入
269	特定	316	申請情報	19	不動産所得
270	軽課	317	申請日	20	利子所得
271	長期譲渡居住用損失	318	被保険者情報	21	配当所得(総合分)
272	退職所得	319	電話番号	22	配当所得(分離分)
273	山林所得	320	最新調定情報	23	配当所得(少額分)
274	株式譲渡所得	321	決定情報	24	配当所得(外国分)
275	株式譲渡所得・上場	322	該当条項	25	配当所得(外国証券投信)
276	株式譲渡所得・上場内報告書分	323	号数	26	配当所得(その他投信)
277	先物取引所得	324	枝番1	27	配当所得(非課税)
278	肉用牛農業所得	325	枝番2	28	配当所得(課税)
279	免税所得	326	減免情報(1)	29	配当所得(特定)
280	非課税所得	327	減免情報(2)	30	給与収入
281	平均課税調整所得	328	面接調書	31	専従者給与額
282	条約適用利子等所得額	329	作成者	32	給与所得控除後
283	条約適用配当等所得額	330	承認情報	33	所得金額調整控除額
284	繰越損失(1)	331	承認日	34	年金雑所得支払額
285	繰越損失(2)	332	承認区分	35	年金雑所得控除後
286	繰越損失(3)	333	停止情報	36	勤労雑収入
287	繰越損失(4)	334	停止日	37	勤労雑所得
288	繰越損失(5)	335	停止解除日	38	業務雑収入
289	特別控除	336	停止区分	39	業務雑所得
290	短期譲渡特別控除	337	更新情報	40	不労雑収入
291	長期譲渡特別控除	338	更新日	41	不労雑所得
292	所得税控除	339	更新理由	42	総合譲渡(短期)所得
293	特定支出控除	340	更新職員	43	総合譲渡(長期)所得
294	市民税合計課税標準額	340	受付番号	44	一時所得
295	所得調整額(税額)	340	履歴No.	45	土地等事業所得
296	所得調整額(軽減)	名称	所得情報	46	一般
297	旧社扶減免(1)	No.	項目名	47	超短期
298	旧社扶減免(2)	1	キーエリア	48	土地等雑所得
299	旧社扶減免(3)	2	年度	49	短期譲渡所得
300	旧社扶減免(4)	3	個人コード	50	長期譲渡所得
301	旧社扶減免(5)	4	異動中端末ID	51	特定
302	均等割減免率	5	申告区分	52	軽課
303	調定情報2(01)	6	市民税課非区分	53	適用条文
304	調定情報2(02)	7	所得把握区分	54	長期譲渡居住用損失
305	調定情報2(03)	8	旧個人コード	55	退職所得
306	未就学児均等割軽減額(1)	9	更新年月日	56	山林所得
307	未就学児均等割軽減額(2)	10	所得金額調整控除1項FG	57	株式譲渡所得
308	未就学児均等割軽減額(3)	11	申告所得	58	株式譲渡所得・上場
309	離職時所得調整額(税額)	12	営業収入	59	株式譲渡所得・上場内報告書分
310	離職時所得調整額(軽減)	13	営業所得	60	先物取引所得
311	メッセージキー	14	農業収入	61	肉用牛農業所得
312	メッセージ	15	農業所得	62	免税所得
313	キーエリア	16	その他事業収入	63	非課税所得
314	種類	17	その他事業所得	64	平均課税調整所得

国民健康保険特定個人情報ファイル

65	条約適用利子等所得額	7	償還分比例按分額合計	54	公費患者負担額
66	条約適用配当等所得額	8	償還分支給済額	55	障害区分
67	繰越損失(1)	9	合計	56	他方優先負担額
68	繰越損失(2)	10	現物償還額	57	国保優先負担額
69	繰越損失(3)	11	国保連合会償還額	58	一部負担額
70	繰越損失(4)	12	医療機関償還額	59	償還高額比例按分額
71	繰越損失(5)	13	国保税充当額	60	償還現物高額
72	特別控除	14	福祉分比例按分額合計	61	償還高額支給済額
73	短期譲渡特別控除	15	福祉分支給済額	62	償還一部負担限度額
74	軽減	16	現物高額	63	福祉高額比例按分額
75	長期譲渡特別控除	17	公金振替	64	福祉現物高額
76	所得税控除	18	一部負担限度額	65	福祉高額支給済額
77	特定支出控除	19	前期高齢者情報	66	福祉一部負担限度額
78	専従者控除	20	一部負担額合計2	67	薬剤負担額(国保)
79	旧所得情報	21	高額世帯合計2	68	薬剤負担額(第1公費)
80	給与所得	22	一部負担限度額2	69	薬剤負担額(第2公費)
81	専従者給与	23	償還分振込先	70	貸付番号
82	年金収入	24	金融機関本店	71	警告区分
83	年金所得	25	金融機関支店	72	高額データフラグ
84	年金区分	26	口座種別	73	当月フラグ
85	その他のもの所得	27	口座番号	74	前期高齢者レセフラグ
86	事業所得	28	口座名義人	75	前期高齢者患者一部負担額
87	譲渡所得	29	振込年月日	76	レセ計算区分
88	譲渡所得特別控除	30	世帯主個人コード	77	外来レセ計算用一部負担額
89	繰越損失(税額)	31	申請年月日	78	前期世帯計算用一部負担額
90	市民税合計課税標準額	32	前期高齢者区分	79	外来按分額
91	連番	33	所得区分	80	入院按分額
92	計上可能繰越赤字額(1)	34	世帯区分	81	世帯按分額
93	計上可能繰越赤字額(2)	35	多数区分	82	個人所得区分
94	計上可能繰越赤字額(3)	36	電算処理通番(西暦年月+連番)	83	丈比べフラグ
95	軽減判定所得(純等)	37	個人コード	84	特例者区分
96	軽減用繰損額(純等)	38	退扶区分	85	日数
97	翌年繰越赤字額(1)	39	医療機関コード	86	第1公費日数
98	翌年繰越赤字額(2)	40	診療科目	87	第2公費日数
99	翌年繰越赤字額(3)	41	レセプト区分	88	計算対象外フラグ
100	所得調整額(税額)	42	入外区分	89	償還分情報(1)
101	所得調整額(軽減)	43	給付割合	90	償還分情報(2)
102	離職時所得調整額(税額)	44	第1公費番号	91	償還分情報(3)
103	離職時所得調整額(軽減)	45	第2公費番号	92	電算処理通番
名称	給付記録情報	46	長期疾病区分	93	領収額
No.	項目名	47	福祉区分	94	支払年月日
1	世帯コード	48	綴順	95	支払額
2	診療年月	49	高額情報	96	連番
3	課非区分	50	費用額	97	電算処理通番(支給年月+連番)
4	高額回数	51	第1公費費用額	98	支給区分
5	一部負担額合計	52	第2公費費用額	99	保険者負担額
6	高額世帯合計	53	公費合算区分	100	支払済額

国民健康保険特定個人情報ファイル

101	支払年度	10	有効期限	12	自立支援(精神)
102	支払済計	11	回収日	13	生活保護
103	薬剤負担額	12	回収事由	14	身体障がい者手帳
104	振込先	13	適用区分	15	療育手帳
105	振込年月	14	長期入院	16	開始日
106	受領者氏名漢字	15	発行区分	17	終了日
107	受領者氏名長さ	16	回収フラグ	18	受給者番号
108	受領者住所漢字	17	削除フラグ	名称	市民税情報
109	受領者住所長さ	名称	個人管理情報	No.	項目名
110	受領者方書漢字	No.	項目名	1	異動日
111	受領者方書長さ	1	個人コード	2	所得項目
112	郵便番号	2	マル秘区分	3	収入・特別控除
113	本番	3	要注意区分	4	申告所得額
114	枝番	4	連絡先(1)	5	特控適用条項
115	出生児個人コード	5	連絡先(2)	6	市税課標
116	出生児氏名漢字	6	連絡先(3)	7	所得把握
117	出生児氏名長さ	7	電話番号	8	申告対象
118	高額比例按分額	8	区分	9	市税課非
119	高額支給済額	9	確認年月日	名称	住記情報
名称	前期高齢者情報	10	異動中端末ID	No.	項目名
No.	項目名	11	個人コード	1	世帯主
1	個人コード	12	資格送付先コード	2	世帯コード
2	履歴番号	13	賦課送付先コード	3	郵便番号
3	記号番号	14	給付送付先コード	4	住所
4	交付年月日	15	作成年月日	5	方書
5	発行期日	16	終了年月日	6	個人コード
6	有効期限	17	連番	7	氏名
7	回収日	18	キーエリア	8	漢字
8	回収事由	19	日付	9	英字
9	負担割合	20	時間	10	生年月日
10	所得区分	21	作成者	11	性別
11	年度	22	メッセージキー	12	続柄
12	申請情報	23	メッセージ	13	本籍
13	申請年月日	24	旧個人コード	14	国籍
14	総収入	名称	福祉情報	15	筆頭者
15	更新日	No.	項目名	16	定住日
名称	認定証情報	1	個人コード	17	資格情報
No.	項目名	2	氏名	18	施設区分
1	個人コード	3	生年月日	19	住所履歴
2	履歴番号	4	年齢	20	異動事由
3	認定証種類	5	性別	21	異動区分
4	認定証区分	6	乳児医療	22	異動年月日
5	前期高齢者フラグ	7	小中学生医療	23	異動届出年月日
6	世帯コード	8	母子家庭医療	名称	収納情報
7	世帯主個人コード	9	障がい者医療	No.	項目名
8	交付年月日	10	精神障がい者医療	1	通知書番号
9	発行期日	11	精神入院医療	2	氏名

国民健康保険特定個人情報ファイル

3	生年月日	50	納付指定年月日	
4	性別	51	納付書発送有無	
5	住所	52	履行年月日	
6	方書	53	履行状況	
7	区分	54	不履行通知保留年月日	
8	税目	55	不履行通知発送年月日	
9	年税額	56	セグメント作成年月日	
10	納付額	57	最新更新年月日	
11	納付回数	58	振替済通知指示	
12	納期限	59	金融機関名カナ	
13	消滅年月日	60	金融機関名漢字	
14	口座振替結果	61	本店名漢字	
15	執行停止	62	支店名漢字	
16	開始年月日	名称	年金情報	
17	停止事由	No.	項目名	
18	最新発送情報	1	基礎年金No.	
19	発送年月日	2	年金1号資格	
20	発送事由	名称	介護情報	
21	納付指定年月日	No.	項目名	
22	基準年月日	1	通知書番号	
23	催告書発送回数	2	氏名	
24	発送タイプ	3	納付済確認額	
25	済通データ	4	年間予定総額	
26	済通束番号	5	特徴分	
27	済通連番	6	普徴分	
28	担当地区	7	特徴普徴合計	
29	地域	8	年度	
30	電話番号	9	期	
31	勤務先	10	期割額	
32	勤務先名称	11	納付済額等	
33	勤務先電話番号	12	納付済延滞額	
34	勤務先入力年月日	13	納付日	
35	送付先コード	14	日計日	
36	関係人	15	納期限	
37	関係人コード	名称	証情報(追加)	
38	指導方針	No.	項目名	
39	方針	1	記号番号 枝番	
40	パッケージ番号	名称	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備のための情報	
41	合計回数			
42	約束年月日	No.	項目名	
43	約束金額	1	券面記載の氏名(漢字)	
44	理由	2	券面記載の氏名(漢字)の読み仮名	
45	中止年月日	3	本名(漢字)	
46	連番	4	本名(漢字)の読み仮名	
47	分納金額	5	被保険者証裏面の性別記載の有無	
48	本税	6	自己情報不開示の申し出の有無	
49	延滞金	7	被保険者証回収理由発生日	

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険個人情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p><本人・他部署・行政機関・独立行政法人等・他地方公共団体からの入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を含んだ特定個人情報の庁内照会は、その事務に必要な者だけしか照会できないよう、システム上でアクセス制御を行っている。 ・システム上での庁内連携により特定個人情報を入手する場合、いつ、誰が、何のために(どの業務のために)入手したかの記録(ログ)をシステム上で保存している。 <p><国保連合会からの入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性及び整合性のチェックが行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p><本人・他部署・行政機関・独立行政法人等・他地方公共団体からの入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を含んだ特定個人情報の庁内照会は、その事務に必要な項目だけしか照会できないよう、システム上で利用者IDによるアクセス制御を行っている。 ・被保険者等が記入すべき部分を明示した様式の届出書としている。 <p><国保連合会からの入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定された範囲によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><本人・他部署・行政機関・独立行政法人等・他地方公共団体からの入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を含んだ特定個人情報の庁内照会は、その事務を行う者だけしか照会できないよう、システム上でアクセス制御を行っている。 ・システム上での庁内連携により特定個人情報を入手する場合、いつ、誰が、何のために(どの業務のために)入手したかの記録(ログ)をシステム上で保存している。 ・被保険者等からの申告情報等については、その使用目的を説明した上で取得することとしている。 <p><国保連合会からの入手></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定された範囲でしか入手できないようシステムで制御していることで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

入手の際の本人確認の措置の内容	<p>＜本人・他部署・行政機関・独立行政法人等・他地方公共団体からの入手＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第16条の規定に基づき個人番号カードの提示もしくは通知カードと身分証明書の提示を求める。 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」(以下、「規則」という)及び規則に定めた「豊田市住民基本台帳事務等における本人確認等に関する要綱」に従い本人確認を実施する。 <p>＜国保連合会からの入手＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は当市において国保連合会に送付する前に実施済みである。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>＜本人・他部署・行政機関・独立行政法人等・他地方公共団体からの入手＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードの提示又は通知カード及び身分証明書の提示を求める。 ・個人番号カードの提示又は通知カードの提示がない場合は、本人に氏名、住所、生年月日、性別を確認し、システム上で管理された情報と照合する。 <p>＜国保連合会からの入手＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルを、システム上で管理された情報と照合する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>＜本人・他部署・行政機関・独立行政法人等・他地方公共団体からの入手＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の登録及び更新の際は、別の者が入力確認を行い、記録誤りがあった場合は、当初入力した者に差し戻し、再入力後に再度確認を行っている。 <p>＜国保連合会からの入手＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保連合会から配信される情報については、当市から送信した情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を当市の職員が確認している。 ・入手した特定個人情報は、当市の国民健康保険情報システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に速やかに確認を行うこととしている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<p>＜本人・他部署・行政機関・独立行政法人等・他地方公共団体からの入手＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム上での庁内連携により特定個人情報を入手する場合、いつ、誰が、何のために(どの業務のために)入手したのか記録(ログ)をシステム上で保存している。 ・紙媒体で提出された申請情報等は鍵付の保管庫等で保管している。 <p>＜国保連合会からの入手＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保連合会から市区町村に貸与される国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用い、その通信には、認証・通信内容の暗号化を実施することにより、漏えい・紛失を防止する。 ・国保連合会から貸与される国保総合PCと、業務用PCとの間の情報の授受において使用する外部記録媒体について、当市では次の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・外部記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・外部記録媒体その保管は鍵つきの保管庫にて行う。 ・外部記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・外部記録媒体について国保連合会においても定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名システムに直接アクセスできるのは宛名システムの管理所属に限定し、他の所属は各事務用システムの事務対象者に関する情報照会画面においてのみ、個人番号を参照することができるようシステム上でアクセス制御を行っている。 		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険情報システムで保有する当該事務に関係のない事務処理のための機能(画面)からは、個人番号を参照できないようシステム上でアクセス制御を行っている。 		
その他の措置の内容	<p><職員及び職員事務用PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報のみならず、個人情報について、事務の実施の有無を問わず全職員に対し、Eラーニングを用いて情報セキュリティ研修を実施している。 ・個人情報を取り扱う会計年度任用職員に対しては、職場研修にて教育を実施している。 ・システム使用に関するログを記録している。 <p><国保総合PCにおける措置>　※国保総合PCにおける措置は、国保連合会が主体となって行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCには、国保連合会が保有する国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータをファイル出力する機能を搭載しないことにより、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><職員及び職員事務用PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務用パソコンの起動時にICカードによる認証を行っている。 ・国保システム利用時にIDとパスワードによる認証を行っている。 <p><国保総合PCにおける措置>　※国保総合PCにおける措置は、国保連合会が主体となって行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施している。 ・ユーザ、グループの管理は国保連合会から管理権限を付与された市区町村の職員が行っている。 ・国保総合PCには生体認証を導入している。 		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><職員及び職員事務用PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務用パソコンの利用に必要となるICカードの発行は所属長からの申請によって行っている。 ・退職した職員のICカードは退職日に無効化し、その後ICカードを返納させ、業務用パソコン利用権限の失効管理を行っている。 ・国民健康保険情報システム利用者の追加については所属長からの申請によって行っている。 ・国民健康保険情報システム利用者の退職や異動については所属長から報告させ、業務システム利用権限の失効管理を適切に行っている。 <p><国保総合PCにおける措置>　※国保総合PCにおける措置は、国保連合会が主体となって行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCの利用に必要となるユーザID、パスワードの他に、アクセス権限を管理するグループIDが個人ごとに割り当てられる。 ・グループIDは国保連合会から管理権限を付与された市区町村の職員が利用権限の発効・失効を行っている。 ・豊田市では国保年金課の情報セキュリティ責任者に管理権限を付与する。 ・国保総合PCにおける生体認証の登録については国保連合会が監督を行っている。 		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない

	具体的な管理方法	<p><職員及び職員事務用PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務用パソコンの利用に必要となるICカードのパスワードは、1年に1回変更しなければ使用できない仕組みとしている。 ・国民健康保険情報システムでのパスワードは、1年に1回変更しなければシステムを使用できない仕組みとしている。 ・1年に1回、ユーザー及び権限を見直し、不要となったユーザー権限の変更・削除を行っている。 <p><国保総合PCにおける措置> ※国保総合PCにおける措置は、国保連合会が主体となって行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCの利用に必要となるユーザID、パスワードおよびアクセス権限を管理するグループIDは連動しており、その管理は国保連合会から管理権限を付与された市区町村の職員が行っている。 ・豊田市では国保年金課の情報セキュリティ責任者に管理権限を付与する。 ・1年に1回、ユーザID、パスワード及びアクセス権限を見直し、不要となったユーザー権限の変更・削除を行っている。 ・国保総合PCにおける生体認証の管理については国保連合会が監督を行っている。
特定個人情報の使用の記録	<p>[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>	
具体的な方法	<p><職員及び職員事務用PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務用パソコンの操作ログを取得し、1年間保存し、必要に応じて操作履歴を解析している。 ・国民健康保険情報システムの操作ログを取得し、10年間保存し、必要に応じて操作履歴を解析している。 <p><国保総合PCにおける措置> ※国保総合PCにおける措置は、国保連合会が主体となって行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。国保連合会から管理権限を付与された市区町村の職員が、この記録を必要に応じて履歴解析し、不正な運用が行われていないかを確認する。 ・当該記録については、国保連合会側で一定期間保存することとしている。 	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・業務用パソコンは、離席時の不正利用対策として、3分間未操作であった場合に自動で画面ロックし、復帰にはICカードによる認証を必要としている。 	
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
リスク3：従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報のみならず個人情報の保護に関して、庁内Eラーニングを使用し、個人情報を取り扱う扱わないの区別なく定期的に全職員を対象に実施している。 ・業務外での使用の禁止について、情報セキュリティ研修において指導している。 ・業務用パソコンの操作ログを取得し、1年間保存し、必要に応じて操作履歴を解析している。 ・国保システムの操作ログを取得し、10年間保存し、必要に応じて操作履歴を解析している。 	
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	

リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><職員及び職員事務用PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ等の漏えい、盗難、不正複製等を防止するため、個人情報の敷地外への持ち出しを禁止している。 ・特定個人情報ファイルは、国保システム管理者以外は業務システムから外部に出力できないようシステム上で制御している。 <p><国保総合PCにおける措置> ※国保総合PCにおける措置は、国保連合会が主体となって行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保連合会が、市町村の職員等による不正なデータ抽出等を行えないようにするために、国保総合PCにおいて個人番号利用事務以外でデータ抽出等ができないようにする措置をとる。この措置により、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクを軽減している。 ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録される。国保連合会から管理権限を付与された市区町村の職員が、問題が生じないよう、この記録を必要に応じて監視、監督している。 ・国保連合会においても定期的にログイン履歴の記録内容が確認され、不正な運用が行われていないかが点検される。 ・国保連合会から貸与される、国保総合PCと業務用PCとの間の情報の授受において使用する外部記録媒体について、当市では次の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・外部記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 ・外部記録媒体の保管は鍵つきの保管庫にて行う。 ・外部記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 ・外部記録媒体について国保連合会においても定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークの認定・付与を受けている又はISMS(ISO27001:情報セキュリティマネジメントシステム)を取得していることを委託条件としている。		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している	2) 制限していない
具体的な制限方法	<p><市区町村保険者事務共同処理業務></p> <ul style="list-style-type: none"> 当該従業員から秘密保持に関する誓約書を受託者に提出させている。 当該従業員が取り扱うデータ(ファイル・レコード・フィールド)を必要最小限とさせている。 特定個人情報を取り扱うパソコンやサーバーへのアクセスについて本人認証を行わせている。 <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務></p> <ul style="list-style-type: none"> 取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。 運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。 アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。 パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	<p><市区町村保険者事務共同処理業務></p> <ul style="list-style-type: none"> システムの運用・保守委託においては、アクセスログによる記録を残している。 <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務></p> <ul style="list-style-type: none"> 操作ログを中間サーバーで記録している。 操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。 		
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p><市区町村保険者事務共同処理業務></p> <ul style="list-style-type: none"> 無断で第三者に提供してはならないものとし、契約書で定めている。 ルール遵守状況の確認等のため遵守項目確認表で事前チェックを行い、疑いのある場合は、実地調査を行うこととしている。 <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務></p> <ul style="list-style-type: none"> 契約書において当市が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。 		
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p><市区町村保険者事務共同処理業務></p> <ul style="list-style-type: none"> データの受渡しに関して、文書による記録を行うこととしている。 提供後は適正な管理、目的外使用の禁止、複写・複製の禁止などを契約書で定めている。ルール遵守状況の確認等のため遵守項目確認表で事前チェックを行い、疑いのある場合は、実地調査を行うこととしている。 <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務></p> <ul style="list-style-type: none"> 提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。 定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。 		
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の複写・複製を禁止するとともに、業務終了後はデータ等を直ちに返却又は消去することとして、契約書で定めている。 消去の方法については、事前承認を行わせ、消去後報告をさせているほか、消去の確認のため立会いをすることができるようにしている。 		

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
規定の内容	個人情報取扱特記事項及び情報セキュリティの確保に関する特記事項により規定(秘密の保持、個人情報保有の制限、個人情報の適正管理、目的外利用及び第三者への提供の禁止、複写・複製の禁止、全業務再委託の禁止、情報の返還、事故報告、実地調査、必要な指示、契約解除、損害賠償、要員名簿の提出、守秘義務の周知、秘密保持に関する誓約書の提出)				
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない			
具体的な方法	<p>・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等 <p>・また、再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</p> <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていることを条件とする。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得る。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者及び運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得る。 				
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）			[] 提供・移転しない
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法			<ul style="list-style-type: none"> ・システム上での庁内連携により特定個人情報を提供・移転する場合、いつ、誰が、何のために(どの業務のために)入手したのか記録(ログ)を保存できる機能をシステムに持たせている。 ・データの受渡しにより特定個人情報を移転・提供する場合、何の目的・用途のために、どのような手段・方法で、どのようなデータを受け渡すのかを書面により明確にし、記録している。 ・提供方法が紙ベースとなる場合は、日時、請求先、請求事由、提供内容、提供数、提供した職員氏名を記録している。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法			<ul style="list-style-type: none"> ・システム上での庁内連携については、番号法及び条例上認められる提供及び移転以外に、移転・提供する機能をシステム上に設けない。 ・システム上での庁内連携により特定個人情報を入手する場合、いつ、誰が、何のために(どの業務のために)入手したのか記録(ログ)を保存できる機能をシステムに持たせている。また、記録が保存できているかを定期的に確認している。 ・データにより特定個人情報を受け渡す場合、何の目的・用途のために、どのような手段・方法で、どのようなデータを受け渡すのかを書面により記録し、双方で保管している。また、書面による記録がされているかを定期的に確認している。
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			<ul style="list-style-type: none"> ・システム上での庁内連携については、番号法及び条例上認められる提供及び移転以外に、移転・提供する機能をシステム上設けない。 ・個人番号を含んだ特定個人情報の庁内照会は、その事務に必要な者だけしか照会できないよう、システム上でアクセス制御を行う。 ・個人番号を含んだ特定個人情報の庁内照会は、その事務に必要な項目だけしか照会できないよう、システム上でアクセス制御を行う。 ・システム上での庁内連携により特定個人情報を入手する場合、いつ、誰が、何のために(どの業務のために)入手したかの記録(ログ)を保存できる機能をシステムに持たせる。
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			<ul style="list-style-type: none"> ・システム上での庁内連携については、番号法及び条例上認められる提供及び移転以外に、移転・提供する機能をシステム上設けない。 ・個人番号を含んだ特定個人情報の庁内照会は、その事務に必要な者だけしか照会できないよう、システム上でアクセス制御を行う。 ・個人番号を含んだ特定個人情報の庁内照会は、その事務に必要な項目だけしか照会できないよう、システム上でアクセス制御を行う。 ・システム上での庁内連携により特定個人情報を入手する場合、いつ、誰が、何のために(どの業務のために)入手したかの記録(ログ)を保存できる機能をシステムに持たせる。
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)自治体中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
	リスクへの対策は十分か		

リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 自治体中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。 <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②自治体中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
	リスクへの対策は十分か		

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 自治体中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
	リスクへの対策は十分か		

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<p><自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①自治体中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能ではログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)自治体中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の自治体中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②自治体中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③自治体中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、自治体中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク5：不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能</p> <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②自治体中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク6：不適切な方法で提供されるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能</p> <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②自治体中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<p><自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p><自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①自治体中間サーバー既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②自治体中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③自治体中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、自治体中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[<input type="checkbox"/> 政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない					
	[<input type="checkbox"/> 十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない					
	[<input type="checkbox"/> 十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない					
	[<input type="checkbox"/> 十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない					
	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					
具体的な対策の内容							
<p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を取り扱うパソコンは、インターネットから隔離された環境にある。 ・サーバー室については、入退管理を行い、監視カメラにより作業状況の監視を行う。 ・サーバー室については、無断での機器の持ち込みを禁止する。 ・サーバー室の消火設備は、不活性ガス（窒素）消火設備とする。 ・サーバー室の電源は、非常用発電機に接続されたCVCF電源とする。 ・サーバー室の空調は、専用の冗長化された空調設備とする。 ・機器の設置・取り付けについては、盗難対策及び耐震対策を実施する。 ・配線については、整理・集約し、引っかけ・抜け防止策を実施する。 <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を取り扱うパソコンは、インターネットから隔離された環境にある。 ・機器の設置・取り付けについては、盗難対策及び耐震対策を実施する。 ・配線については、整理・集約し、引っ越し・抜け防止策を実施する。 <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>自治体中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>							
⑥技術的対策							
具体的な対策の内容							
<p><本市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務用パソコンで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・サーバー及びパソコンにウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを定期的に更新することで、新種のウィルスへの対策を実施する。 ・ファイアウォールによる通信制御を行い、業務上不必要的通信については制限を行う。 ・パソコンへのソフトウェインストール制限を行い、不正プログラムのインストールを防止する。 ・業務用パソコンの操作ログを取得、1年間保存し、必要に応じて操作履歴を解析する。 <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者が使用許可したもののみを使用可能する。 ・パソコンにウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを定期的に更新することで、新種のウィルスへの対策を実施する。 ・ファイアウォールによる通信制御を行い、業務上不必要的通信については制限を行う。 ・パソコンへのソフトウェインストール制限を行い、不正プログラムのインストールを防止する。 ・業務用パソコンの操作ログを取得、1年間保存し、必要に応じて操作履歴を解析する。 <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①自治体中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②自治体中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>							
⑦バックアップ							
⑧事故発生時手順の策定・周知							

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし			
その内容					
再発防止策の内容					
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない			
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の保管、管理を実施している。				
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク					
リスクに対する措置の内容	<p><職員事務用PCにおける措置></p> <p>国民健康保険情報システムに存在する情報は、各種申請情報等に基づき更正があれば更新され履歴は保持される。また、通知等により被保険者側でも変更内容の確認を行うため、古い情報のまま保管され続けることはない。</p> <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることではなく、国保総合PCの端末から国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできない仕組みとしている。国保総合PCに登録した情報については被保険者の住所異動等が発生する度更新しているため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。 				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク					
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
手順の内容	<p><職員事務用PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存期間を経過した特定個人情報は国民健康保険情報システム上で、プログラムにより条件抽出及び消去処理を実行している。 ・電子記録媒体の廃棄時は専用ソフトによる消去、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにしている。 ・紙の資料については、保存期間経過後、溶解処理を行っている。 <p><国保総合PCにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合PCに登録した情報はサーバにのみ保存され、国保総合PCの端末に保存されることはない。 				
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

IV その他のリスク対策 *

1. 監査

①自己点検	〔 十分に行っている 〕	<選択肢>
		1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②監査	〔 十分に行っている 〕	<選択肢>
		1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	〔 十分に行っている 〕	<選択肢>
		1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法		<本市における措置> ・全職員を対象に、情報セキュリティについて、特定個人情報を含め府内Eラーニングにより定期的に実施している。 ・本課特別任用職員に対しては、職場研修を通じ教育を実施している。
		<国保総合(国保集約)システムにおける措置>※国保連合会が主体となって行う ・国保総合(国保集約)システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育及び研修を、システムを操作する職員を対象に年1回程度実施する。

3. その他のリスク対策

<本市における措置>
・個人番号の不正使用が発生した場合は、番号法第7条第2項の規定に基づき、本人の申請又は職権により速やかに個人番号の変更を行う。
<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
・自治体中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、情報処理に関して高い知識を持った運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	豊田市 総務部 法務課 公文書管理センター 〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地 電話:0565-34-6608 ファックス:0565-33-2221	
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示、訂正、利用停止請求を受け付ける。	
特記事項		
③手数料等	[有料]	<選択肢> 1) 有料 2) 無料 豊田市個人情報保護規則によるもの:A4カラー複写以外10円、カラー複 (手数料額、納付方法: 写50円、送付を要する場合別途送料。窓口で現金払い。郵送の場合は) 納付書払い。
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	高額療養費情報、国民健康保険情報、短期保険証ファイル、国民健康保険税情報、外国人情報ファイル	
公表場所	豊田市 総務部 法務課 公文書管理センター 〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地 電話:0565-34-6608 ファックス:0565-33-2221	
⑤法令による特別の手続	-	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
①連絡先	豊田市 総務部 法務課 公文書管理センター 〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地 電話:0565-34-6608 ファックス:0565-33-2221	
②対応方法	苦情の申出等については、法務課又は国保年金課にて相談、受付を行い、所定の様式に記載して処理を行う。苦情の申出にあたっては、希望により匿名での受付も行う。また、処理の進捗は法務課においても管理する。	

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年7月20日
②しきい値判断結果	<p>基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる</p> <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	市広報、ホームページ及び公告で実施についての案内をし、令和2年3月1日から評価書をホームページにて掲載及び担当課等での閲覧により意見を募集
②実施日・期間	令和2年3月1日～令和2年3月31日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	評価書に対する意見:0件
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和2年6月15日
②方法	豊田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し点検を実施。
③結果	答申(令和2年6月30日答申第4号)において、評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについては適当と認められた。
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月26日	表紙 公表日	平成27年9月30日	平成29年4月26日	事前	広域化に伴う再評価
平成29年4月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8	-	(新規項目) 次期国保総合システム及び国保情報集約システム	事前	広域化に伴う再評価
平成29年4月26日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (情報照会の根拠) 別表第2の27項(20条)、42項(25条)、43項、44項(26条)、45項 ※括弧内は別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の条番号 (情報提供の根拠) 別表第2の1項(1条)、2項(2条)、3項(3条)、4項(4条)、5項(5条)、17項、22項、26項(19条)、27項(20条)、30項、33項、39項、42項(25条)、58項、62項(33条)、80項(43条)、87項(44条)、88項、93項(46条) ※括弧内は別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の条番号 ※ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)による番号法の改正を反映させた時点での項目番号を記載。今後、番号法別表第2の施行(平成29年1月予定)までの間に、番号法の改正等に伴い項目番号の追加・変動があり得る。	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (情報照会の根拠) 別表第2の27項(20条)、42項(25条)、43項、44項(26条)、45項 ※括弧内は別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の条番号 (情報提供の根拠) 別表第2の1項(1条)、2項(2条)、3項(3条)、4項(4条)、5項(5条)、17項、22項、26項(19条)、27項(20条)、30項、33項、39項、42項(25条)、58項、62項(33条)、80項(43条)、87項(44条)、88項、93項(46条) ※括弧内は別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の条番号	事後	軽微な修正
平成29年4月26日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民福祉部国保年金課	市民部国保年金課	事後	組織改編
平成29年4月26日	《別添1》事務の内容	・既存事務のフロー図	・事務のフロー図へ次期国保総合システム及び国保情報集約システムの関連図追加。 ・備考欄に⑪～⑫の追加	事前	広域化に伴う再評価
平成29年4月26日	II ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月5日	事後	軽微な修正
平成29年4月26日	II ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	市民福祉部国保年金課	市民部国保年金課	事後	組織改編
平成29年4月26日	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	評価実施機関内の他部署 市民福祉部：市民課、生活福祉課、介護保険課、福祉医療課、税務財産部：納稅課、市民税課、健康部：健康政策課、	評価実施機関内の他部署 市民部：市民課、債権管理課、市民税課、福祉部：生活福祉課、介護保険課、福祉医療課、保健部：総務課、	事後	組織改編
平成29年4月26日	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	-	(新規項目) その他(愛知県国民健康保険団体連合会)	事前	広域化に伴う再評価
平成29年4月26日	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	-	(新規項目) 専用線	事前	広域化に伴う再評価
平成29年4月26日	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	<本人・他部署・他地方公共団体からの入手>	(項目追加) <本人・他部署・他地方公共団体からの入手> <国保連合会からの入手>	事前	広域化に伴う再評価
平成29年4月26日	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	<本人・他部署・他地方公共団体からの入手>	(項目追加) <本人・他部署・他地方公共団体からの入手> <国保連合会からの入手>	事前	広域化に伴う再評価
平成29年4月26日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託 委託事項4-①-委託内容 Ⅱノアイルワード委託 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託	国民健康保険税等納付済額のお知らせの封入・封緘業務	国民健康保険税等納付済額のお知らせの封緘	事後	軽微な修正
平成29年4月26日	委託事項4-②-対象となる本人の勘定	1万人未満	10万人以上100万人未満	事後	軽微な修正
平成29年4月26日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託 委託事項5-①	医療費通知の封入、封緘	医療費通知の封緘	事後	軽微な修正
平成29年4月26日	II ノアイルワード委託 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託 委託事項5-②-その妥当性	その医療費を通知するための書類を封入、封緘し送付するため、	その医療費を通知するための書類を圧着し送付するため、	事後	軽微な修正
平成29年4月26日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱い委託 委託事項6-②-対象となる本人の勘定	1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	軽微な修正
平成29年4月26日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7	-	(新規項目) 資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	事前	広域化に伴う再評価
平成29年4月26日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	市民福祉部市民課、社会部各支所・出張所	市民部市民課、地域振興部各支所・出張所	事後	組織改編

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月28日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2	健康部感染症予防課	保健部感染症予防課	事後	組織改編
平成29年4月28日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3	市民福祉部生活福祉課	福祉部生活福祉課	事後	組織改編
平成29年4月28日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4	税務財産部納稅課、税務財産部資産税課、税務財産部市民税課	市民部債権管理課、市民部資産税課、市民部市民税課	事後	組織改編
平成29年4月28日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5	市民福祉部地域福祉課	福祉部福祉総合相談課、福祉部高齢福祉課	事後	組織改編
平成29年4月28日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先6	市民福祉部福祉医療課	福祉部福祉医療課	事後	組織改編
平成29年4月28日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先7	市民福祉部生活福祉課	福祉部生活福祉課	事後	組織改編
平成29年4月28日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先8	市民福祉部介護保険課	福祉部介護保険課	事後	組織改編
平成29年4月28日	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先9	健康部健康政策課	保健部総務課	事後	組織改編
平成29年4月28日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(項目追加・修正)	(項目追加) ・資格情報 No.52~60 ・証情報 No.17~21 ・前期高齢者情報 No.7、8 ・認定証情報 No.11、12 ・福祉情報 No.12、16~18 ・市民税情報 No.1 ・住記情報 No.3、8、9 ・介護情報 No.5~11、14 (項目修正) ・「フлаг」表記を「フラグ」に修正 ・「CD」表記を「コード」に修正	事前	広域化に伴う再評価 軽微な修正
平成29年4月28日	IIIリスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手 (情報ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク1:目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報入手を防止するための措置の内容	<本人・他部署・他地方公共団体からの入手>	(項目追加) <本人・他部署・他地方公共団体からの入手> <国保連合会からの入手>	事前	広域化に伴う再評価
平成29年4月28日	IIIリスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手 (情報ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク1:目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<本人・他部署・他地方公共団体からの入手>	(項目追加) <本人・他部署・他地方公共団体からの入手> <国保連合会からの入手>	事前	広域化に伴う再評価
平成29年4月28日	IIIリスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手 (情報ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<本人・他部署・他地方公共団体からの入手>	(項目追加) <本人・他部署・他地方公共団体からの入手> <国保連合会からの入手>	事前	広域化に伴う再評価
平成29年4月28日	IIIリスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手 (情報ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	<本人・他部署・他地方公共団体からの入手>	(項目追加) <本人・他部署・他地方公共団体からの入手> <国保連合会からの入手>	事前	広域化に伴う再評価

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月26日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手 (情報ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	<本人・他部署・他地方公共団体からの入手>	(項目追加) <本人・他部署・他地方公共団体からの入手> <国保連合会からの入手>	事前	広域化に伴う再評価
平成29年4月26日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手 (情報ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<本人・他部署・他地方公共団体からの入手>	(項目追加) <本人・他部署・他地方公共団体からの入手> <国保連合会からの入手>	事前	広域化に伴う再評価
平成29年4月26日	Ⅲリスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手 (情報ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<本人・他部署・他地方公共団体からの入手>	(項目追加) <本人・他部署・他地方公共団体からの入手> <国保連合会からの入手>	事前	広域化に伴う再評価
平成29年4月26日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3. 特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク その他の措置の内容	<職員及び職員事務用PCにおける措置>	(項目追加) <職員及び職員事務用PCにおける措置> <国保総合PCにおける措置>	事前	広域化に伴う再評価
平成29年4月26日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理-具体的な管理方法	<職員及び職員事務用PCにおける措置>	(項目追加) <職員及び職員事務用PCにおける措置> <国保総合PCにおける措置>	事前	広域化に伴う再評価
平成29年4月26日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理-具体的な管理方法	<職員及び職員事務用PCにおける措置>	(項目追加) <職員及び職員事務用PCにおける措置> <国保総合PCにおける措置>	事前	広域化に伴う再評価
平成29年4月26日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理-具体的な管理方法	<職員及び職員事務用PCにおける措置>	(項目追加) <職員及び職員事務用PCにおける措置> <国保総合PCにおける措置>	事前	広域化に伴う再評価
平成29年4月26日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録-具体的な方法	<職員及び職員事務用PCにおける措置>	(項目追加) <職員及び職員事務用PCにおける措置> <国保総合PCにおける措置>	事前	広域化に伴う再評価
平成29年4月26日	Ⅲリスク対策(プロセス) 3. 特定個人情報の使用 リスク2:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	<職員及び職員事務用PCにおける措置>	(項目追加) <職員及び職員事務用PCにおける措置> <国保総合PCにおける措置>	事前	広域化に伴う再評価
平成29年4月26日	Ⅲリスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策-具体的な対策の内容	<本市における措置> <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>	(項目追加) <本市における措置> <国保総合PCにおける措置> <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>	事前	広域化に伴う再評価
平成29年4月26日	Ⅲリスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策-具体的な対策の内容	<本市における措置> <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>	(項目追加) <本市における措置> <国保総合PCにおける措置> <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>	事前	広域化に伴う再評価
平成29年4月26日	Ⅲリスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2:特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	<職員事務用PCにおける措置>	(項目追加) <職員事務用PCにおける措置> <国保総合PCにおける措置>	事前	広域化に伴う再評価

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月28日	IIIリスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順-手順の内容	<職員事務用PCにおける措置>	(項目追加) <職員事務用PCにおける措置> <国保総合PCにおける措置>	事前	広域化に伴う再評価
平成29年4月28日	IV その他のリスク対策 1. 監査 監査-具体的な内容	<本市における措置>	(項目追加) <本市における措置> <国保総合(国保集約)システムにおける措置>	事前	広域化に伴う再評価
平成29年4月28日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発-具体的な方法	<本市における措置> <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>	(項目追加) <本市における措置> <国保総合(国保集約)システムにおける措置> <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>	事前	広域化に伴う再評価
平成29年4月28日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	総務部庶務課 電話:0565-34-6817	総務部庶務課 電話:0565-34-6607	事後	組織改編
平成29年4月28日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	総務部庶務課 電話:0565-34-6817	総務部庶務課 電話:0565-34-6607	事後	組織改編
平成29年4月28日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	総務部庶務課 電話:0565-34-6817	総務部庶務課 電話:0565-34-6607	事後	組織改編
平成29年4月28日	VI 評価書実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年9月28日	平成29年4月24日	事前	広域化に伴う再評価
平成29年4月28日	VI 評価書実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ①方法	市広報、ホームページ及び公告で実施についての案内をし、5月1日から評価書をホームページにて掲載及び担当課等での閲覧により意見を募集。	市広報、ホームページ及び公告で実施についての案内をし、平成28年12月15日から評価書をホームページにて掲載及び担当課等での閲覧により意見を募集。	事後	広域化に伴う再評価
平成29年4月28日	VI 評価書実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ①実施日・期間	平成27年 5月1日～ 5月29日	平成28年12月15日～ 平成29年1月16日	事後	広域化に伴う再評価
平成29年4月28日	VI 評価書実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成27年6月26日	平成29年2月24日	事後	広域化に伴う再評価
平成29年4月28日	VI 評価書実施手続 3. 第三者点検 ③結果	豊田市情報公開・個人情報保護審査会の答申において受けた以下の附帯意見について、特定個人情報保護評価書(全項目評価書)の記載内容の修正を行った。 ①特定個人情報の入手におけるアクセス制御の具体的な方法について記載を検討されたい。(P32) ②特定個人情報の入力誤り発見の端緒としてどのような場合を想定しているか記載を検討すべきである。(P32) ③本人確認情報とは何かを具体的に記載すべきである。(P32) ④ICカードを返納させる時期を明記するとともに、具体的な管理方法を明記すべきである。(P33) ⑤いつ、誰が、どのような場合に委託先の実地調査を必要と判断するか具体的な記載を検討されたい。(P34) ⑥漏えい等の本市における措置として、インターネットから隔離された環境で作業を行うことを記載すべきである。(P39) ⑦特定個人情報を消去する具体的な仕組みを掲載すべきである。(P41) ⑧自己点検でチェックする対象となる事項を明記し、どのような時期にどのような形で行われるか記載すべきである。(P41)	答申(平成29年3月24日答申第1号)において、評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについては適当と認められた。なお、豊田市情報公開・個人情報保護審査会の答申において受けた以下の附帯意見を受けた。 ①事務の内容について外部記録媒体による提供である旨を明確に記載されたい。(P8) ②事務の内容備考欄について、分かりやすく適切な表現に改められたい。(P8) ③特定個人情報ファイル記録項目の項目名を統一されたい。(P27～33) ④個人番号利用事務以外でデータが抽出されることが無いようにするための、国保総合PCの機能制限を具体的に記載されたい。(P36、37) ⑤国保総合PCのログインチェックに関して、豊田市独自においても従事職員に対して行うことを検討し、記載されたい。(P37) ⑥国保総合PCにより厳重なチェックがされて然るべきである。市の中で誰がいつどのログを解析するのかを具体的に記載されたい。(P37) ⑦国保総合PCにおける措置の主語を明確に記載されたい(全体) これららのうち、不適切と思われる表現については適切な表現に改め、また、よりきめ細かに記載すべき部分は語句を付加するなど、分かりやすいものへと修正を実施した。	事後	広域化に伴う再評価
平成31年4月1日	I 基本情報	国保年金課長 杉本 正弘	国保年金課長	事後	様式変更による修正
平成31年4月1日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	豊田市 総務部 庶務課 公文書管理センター 〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地 電話:0565-34-6607 フax:0565-33-2221	豊田市 総務部 法務課 公文書管理センター 〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地 電話:0565-34-6608 フax:0565-33-2221	事後	事務移管による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	V 開示請求、問合わせ 1. 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公 表 公表場所	豊田市 総務部 庶務課 公文書管理センター 〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地 電話:0565-34-6607 フax:0565-33-2221	豊田市 総務部 法務課 公文書管理センター 〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地 電話:0565-34-6608 フax:0565-33-2221	事後	事務移管による修正
平成31年4月1日	V 開示請求、問合わせ 2. 特定個人情報の取扱い に関する問い合わせ ①連絡先	豊田市 総務部 庶務課 公文書管理センター 〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地 電話:0565-34-6607 フax:0565-33-2221	豊田市 総務部 法務課 公文書管理センター 〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地 電話:0565-34-6608 フax:0565-33-2221	事後	事務移管による修正
平成31年4月1日	V 開示請求、問合わせ 2. 特定個人情報の取扱い に関する問い合わせ ②対応方法	苦情の申出等については、庶務課又は国保年 金課にて相談、受付を行い、所定の様式に記載 して処理を行う。苦情の申出にあたっては、希望 により匿名での受付も行う。また、処理の進捗は 庶務課においても管理する。	苦情の申出等については、法務課又は国保年 金課にて相談、受付を行い、所定の様式に記載 して処理を行う。苦情の申出にあたっては、希望 により匿名での受付も行う。また、処理の進捗は 法務課においても管理する。	事後	事務移管による修正
令和1年9月30日	表紙 公表日	平成29年4月26日	令和1年9月30日	事後	国保連合会委託事務の再 委託に伴う再評価
令和1年9月30日	II ファイルの概要 4. 特定 個人情報ファイルの取扱い の委託 委託事項7 ⑤委託先名の確認方法	入札結果として豊田市ホームページにて公表	委託先名は調達関係情報として豊田市ホーム ページにて公表	事後	国保連合会委託事務の再 委託に伴う再評価
令和1年9月30日	II ファイルの概要 4. 特定 個人情報ファイルの取扱い の委託 委託事項7 ⑦再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	国保連合会委託事務の再 委託に伴う再評価
令和1年9月30日	II ファイルの概要 4. 特定 個人情報ファイルの取扱い の委託 委託事項7 ⑧再委託の許諾方法	-	委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再 委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託 先に関する業務の履行能力、再委託予定金額 等及びその他当市のセキュリティーポリシー等 で委託先に求めるべきとされている情報につい て記載した書面による再委託申請及び再委託に 関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委 託先が秘密保持に関する契約を締結しているこ となど、再委託先における安全管理措置を確認 し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認 する。	事後	国保連合会委託事務の再 委託に伴う再評価
令和1年9月30日	II ファイルの概要 4. 特定 個人情報ファイルの取扱い の委託 委託事項7 ⑨再委託事項	-	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務 で使用する国保総合(国保集約)システムに関する 運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入 力／バッチ処置の実行／バックアップデータの 取得と保管／システム障害発生時の復旧支援 作業／各種マスターメンテナンス／外字作成・登 録)など。	事後	国保連合会委託事務の再 委託に伴う再評価
令和1年9月30日	IIIリスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託契約書中の特定個人 情報ファイルの取扱いに関 する規定 規定の内容	個人情報取扱特記事項及び情報セキュリティの 確保に関する特記事項により規定(秘密の保 持、個人情報保有の制限、個人情報の適正管 理、目的外利用及び第三者への提供の禁止、複 写・複製の禁止、再委託の禁止、情報の返還、 事故報告、実地調査、必要な指示、契約解除、 損害賠償、要員名簿の提出、守秘義務の周知、 秘密保持に関する誓約書の提出)	個人情報取扱特記事項及び情報セキュリティの 確保に関する特記事項により規定(秘密の保 持、個人情報保有の制限、個人情報の適正管 理、目的外利用及び第三者への提供の禁止、複 写・複製の禁止、全業務再委託の禁止、情報 の返還、事故報告、実地調査、必要な指示、契 約解除、損害賠償、要員名簿の提出、守秘義務 の周知、秘密保持に関する誓約書の提出)	事後	国保連合会委託事務の再 委託に伴う再評価
令和1年9月30日	IIIリスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 再委託先における特定個 人情報ファイルの適切な取 り扱いの確保	再委託していない	十分に行っている	事後	国保連合会委託事務の再 委託に伴う再評価
令和1年9月30日	IIIリスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 再委託先における特定個 人情報ファイルの適切な取 り扱いの確保 具体的な内容	-	再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を 盛り込むこととする。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責 任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却又 は廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規 定等 また、再委託先が当市と同等の安全管理措置を 講じていることを確認する。	事後	国保連合会委託事務の再 委託に伴う再評価

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年9月30日	VI評価書実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成29年4月24日	平成31年4月9日	事後	国保連合会委託事務の再委託に伴う再評価
令和1年9月30日	VI評価書実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ①方法	市広報、ホームページ及び公告で実施についての案内をし、平成28年12月15日から評価書をホームページにて掲載及び担当課等での閲覧により意見を募集。	市広報、ホームページ及び公告で実施についての案内をし、令和元年6月1日から評価書をホームページにて掲載及び担当課等での閲覧により意見を募集。	事後	国保連合会委託事務の再委託に伴う再評価
令和1年9月30日	VI評価書実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ①実施日・期間	平成28年12月15日～平成29年1月16日	令和元年6月1日～令和元年6月30日	事後	国保連合会委託事務の再委託に伴う再評価
令和1年9月30日	VI評価書実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成29年2月24日	令和1年8月19日	事後	国保連合会委託事務の再委託に伴う再評価

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年9月30日	VI評価書実施手続 ③. 第三者点検 ③.結果	<p>答申(平成29年3月24日答申第1号)において、評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについては適当と認められた。なお、豊田市情報公開・個人情報保護審査会の答申において受けた以下の附帯意見を受けた。</p> <p>①事務の内容について外部記録媒体による提供である旨を明確に記載されたい。(P8)</p> <p>②事務の内容備考欄について、分かりやすく適切な表現に改められたい。(P8)</p> <p>③特定個人情報ファイル記録項目の項目名を統一されたい。(P27~33)</p> <p>④個人番号利用事務以外でデータが抽出されることが無いようにするための、国保総合PCの機能制限を具体的に記載されたい。(P36, 37)</p> <p>⑤国保総合PCのログインチェックに関して、豊田市独自においても従事職員に対して行うことを検討し、記載されたい。(P37)</p> <p>⑥国保総合PCにより厳重なチェックがされて然るべきである。市の内で誰がいつどのログを解析するのかを具体的に記載されたい。(P37)</p> <p>⑦国保総合PCにおける措置の主話を明確に記載されたい(全体)</p> <p>これらのうち、不適切と思われる表現については適切な表現に改め、また、よりきめ細かに記載すべき部分は語句を付加するなど、分かりやすいものへと修正を実施した。</p>	<p>答申(令和元年9月12日答申第7号)において、評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについては適当と認められた。なお、豊田市情報公開・個人情報保護審査会の答申において以下の附帯意見を受けた。</p> <p>・法令上、重要な変更を行う場合は事前に全項目評価の再評価を行うこととなっているが、今回は事後評価となってしまった。今後、同様のことが起きないよう、今回の経緯等について市役所内で共有するとともに、再発防止の仕組みを構築すべきである。</p> <p>このことについて、国保年金課の対応として、再評価の実施に先駆けて特定個人情報の取扱いに関するワーキンググループを設置し、制度改正・事務変更があった場合に特定個人情報保護評価書への影響調査を行うなど、事前の対応を可能とする仕組みをすでに構築済みである。また、法務課の対応として、特定個人情報取扱担当者の指定により担当者責任を明確にするとともに、今後の研修、通知等において事例を周知し、啓発し、再発防止を図ることとした。</p>	事後	国保連合会委託事務の再委託に伴う再評価
令和2年4月1日	表紙 公表日	令和1年9月30日	令和1年12月2日	事前	委託内容を変更に伴う修正
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 ⑥委託先名	<p>①国民健康保険税納税通知書封入・封緘業務 (当初) ④紙 ⑥株式会社イセト一 名古屋支店</p>	<p>①国民健康保険税納税通知書の印刷、カッティング、ブッキング、抜き取り、封入、封緘作業(当初) ④専用線 ⑥入札により委託契約するため未定とする</p>	事前	委託内容を変更に伴う修正
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 ⑥委託先名	<p>①国民健康保険税納税通知書封入・封緘業務 (例月) ④紙 ⑥株式会社イセト一 名古屋支店</p>	<p>①国民健康保険税納税通知書の印刷、カッティング、ブッキング、抜き取り、封入、封緘作業(例月) ④専用線 ⑥入札により委託契約するため未定とする</p>	事前	委託内容を変更に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月31日	表紙 公表日	令和1年12月2日	令和2年7月31日	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	I 基本情報 ①. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②.事務の内容	-	(新規項目) ⑩オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理及び機関別符号の取得等事務	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	I 基本情報 ①. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②.事務の内容	これらの事務に対し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。 番号法に基づき、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。また、他機関からの情報照会に対応するために、国民健康保険の事務に関わる特定個人情報を中間サーバーに登録する。	これらの事務に対し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。 番号法に基づき、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行なう。また、他機関からの情報照会に対応するために、国民健康保険の事務に関わる特定個人情報を自治体中間サーバーに登録する。 なお、オンライン資格確認等システムの仕組み導入に伴い、愛知県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)から委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)が、被保険者等の資格情報を国保総合(国保集約)システム経由で、医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画へ、被保険者異動情報の登録を行う。あわせて、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)が、機関別符号の取得及びに紐付け情報の提供を行なう。	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	I 基本情報 ②. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	③中間サーバー連携機能 ・中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能	③自治体中間サーバー連携機能 ・自治体中間サーバー又は自治体中間サーバー端末からの要求に基づき、統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	I 基本情報 ②. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	中間サーバー	自治体中間サーバー	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	I 基本情報 ②. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称	中間サーバー	自治体中間サーバー	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	I 基本情報 ②. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能 ④既存システム接続機能	④既存システム接続機能 ・中間サーバーと既存業務システム、番号連携システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する機能	④既存システム接続機能 ・自治体中間サーバーと既存業務システム、番号連携システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する機能	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	I 基本情報 ②. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能 ⑦データ送受信機能	⑦データ送受信機能 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)との間で情報照会、情報提供及び符号取得のための情報等について連携する機能	⑦データ送受信機能 ・自治体中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)との間で情報照会、情報提供及び符号取得のための情報等について連携する機能	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	I 基本情報 ②. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	-	(新規項目) ③オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供 ①被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 ・市区町村の国保総合PCのファイル転送機能を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 ②医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	I 基本情報 ②. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9	-	(新規項目) 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月31日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①実務実施上の必要性	国民健康保険被保険者情報を適正に管理し、正確な賦課及び給付事務を行う必要性があるため	<豊田市国民健康保険業務> 国民健康保険被保険者情報を適正に管理し、正確な賦課及び給付事務を行う必要性があるため <オンライン資格確認の準備業務> オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実施が期待されるメリット	個人特定の正確性が向上し、正確な情報が把握できるようになることから、国民健康保険の公平・公正な運用につながる。	<豊田市国民健康保険業務> 個人特定の正確性が向上し、正確な情報が把握できるようになることから、国民健康保険の公平・公正な運用につながる。 <オンライン資格確認の準備業務> オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用の仕組みを実現する。	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の16項及び30項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条	<豊田市国民健康保険業務> 番号法第9条第1項 別表第1の16項及び30項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (情報照会の根拠) 別表第2の27項(20条)、42項(25条)、43項、44項(26条)、45項 ※括弧内は別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の条番号 (情報提供の根拠) 別表第2の1項(1条)、2項(2条)、3項(3条)、4項(4条)、5項(5条)、17項、22項、26項(19条)、27項(20条)、30項、33項、39項、42項(25条)、58項、62項(33条)、80項(43条)、87項(44条)、88項、93項(46条) ※括弧内は別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の条番号	<豊田市国民健康保険業務> 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (情報照会の根拠) 別表第2の27項(20条)、42項(25条)、43項、44項(26条)、45項 ※括弧内は別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の条番号 (情報提供の根拠) 別表第2の1項(1条)、2項(2条)、3項(3条)、4項(4条)、5項(5条)、17項、22項、26項(19条)、27項(20条)、30項、33項、39項、42項(25条)、58項、62項(33条)、80項(43条)、87項(44条)、88項、93項(46条) ※括弧内は別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の条番号 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	(別添1)事務内容	-	オンライン資格確認等システムの内容を追加	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	(別添1)事務内容 (備考)	-	(新規項目) ①オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画へ、被保険者異動情報を提供する。 ②医療機関が、オンライン資格確認等システムを利用し被保険者の資格等の照会を行う。 ③オンライン資格確認等システムが、被保険者の資格等の提供を医療機関に行う。	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ①委託内容	資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務	・資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務 ・被保険者等の資格情報を「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月31日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 の妥当性	都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を算算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を実施するため、委託する特定個人情報ファイルの範囲として妥当と言える。	都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を算算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を実施するため、委託する特定個人情報ファイルの範囲として妥当と言える。	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8	-	(新規項目) 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項9	-	(新規項目) 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	II ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①自治体中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された自治体中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	II ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	別添2)ファイル記録項目 国民健康保険特定個人情報ファイル	-	(新規項目) 証情報(追加)	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	別添2)ファイル記録項目 国民健康保険特定個人情報ファイル	-	(新規項目) オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備のための情報	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	III リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	・当該従業員から秘密保持に関する誓約書を受託者に提出させている。 ・当該従業員が取り扱うデータ(ファイル・レコード・フィールド)を必要最小限とさせている。 ・特定個人情報を取り扱うパソコンやサーバーへのアクセスについて本人認証を行わせている。	<市区町村保険者事務共同処理業務> ・当該従業員から秘密保持に関する誓約書を受託者に提出させている。 ・当該従業員が取り扱うデータ(ファイル・レコード・フィールド)を必要最小限とさせている。 ・特定個人情報を取り扱うパソコンやサーバーへのアクセスについて本人認証を行わせている。 <医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。 ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。 ・アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	III リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	・システムの運用・保守委託においては、アクセスログによる記録を残している。	<市区町村保険者事務共同処理業務> ・システムの運用・保守委託においては、アクセスログによる記録を残している。 <医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・操作ログを中間サーバーで記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	III リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・無断で第三者に提供してはならないものとし、契約書で定めている。 ・ルール遵守状況の確認等のため遵守項目確認表で事前チェックを行い、疑いのある場合は、実地調査を行うこととしている。	<市区町村保険者事務共同処理業務> ・無断で第三者に提供してはならないものとし、契約書で定めている。 ・ルール遵守状況の確認等のため遵守項目確認表で事前チェックを行い、疑いのある場合は、実地調査を行うこととしている。 <医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務> ・契約書において当市が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月31日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>・データの受渡しに関して、文書による記録を行うこととしている。</p> <p>・提供後は適正な管理、目的外使用の禁止、複写・複製の禁止などを契約書で定めている。ルール遵守状況の確認等のため遵守項目確認表で事前チェックを行い、疑いのある場合は、実地調査を行うこととしている。</p>	<p>・市区町村保険者事務共同処理業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データの受渡しに関して、文書による記録を行うこととしている。 ・提供後は適正な管理、目的外使用の禁止、複写・複製の禁止などを契約書で定めている。ルール遵守状況の確認等のため遵守項目確認表で事前チェックを行い、疑いのある場合は、実地調査を行うこととしている。 <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。 	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取り扱いの確保 具体的な方法	<p>・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等 ・また、再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。 	<p>・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等 ・また、再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。 <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務></p> <p><医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていることを条件とする。</p> <p><運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ（OSやマルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等）をどのように確保したかを画面にて示した上で、許諾を得る。</p>	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<p>・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p><自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)自治体中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<p>・中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>・中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>	<p><自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>自治体中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②自治体中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月31日	Ⅲ リスク対策（プロセス） 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	<自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 自治体中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	Ⅲ リスク対策（プロセス） 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している。（※） ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能ではログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されたため、不適切な接続端末操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用・監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	<自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①自治体中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能ではログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されたため、不適切な接続端末操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）自治体中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の自治体中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②自治体中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③自治体中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、自治体中間サーバー・プラットフォームの運用・監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	Ⅲ リスク対策（プロセス） 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5：不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能（※）により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されたため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用するにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	<自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能（※）により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されたため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能 <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用するにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②自治体中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	Ⅲ リスク対策（プロセス） 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6：不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能（※）により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されたため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用するにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	<自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能（※）により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されたため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能 <自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①自治体中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用するにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②自治体中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月31日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7:誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<自治体中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1.自治体中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 2.情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<中間サーバー既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1.自治体中間サーバー既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2.自治体中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③自治体中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、自治体中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、自治体中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 自治体中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月31日	III リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バーチャルマシンの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①自治体中間サーバー・プラットフォームでは、UTM(コンピューターウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②自治体中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、バーチャルマシンの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、自治体中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①自治体中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②自治体中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、情報処理に関して高い知識を持った運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	<自治体中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・自治体中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、情報処理に関して高い知識を持った運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月31日	VI評価書実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成31年4月9日	令和2年7月20日	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	VI評価書実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ①方法	市広報、ホームページ及び公告で実施についての案内をし、令和元年6月1日から評価書をホームページにて掲載及び担当課等での閲覧により意見を募集。	市広報、ホームページ及び公告で実施についての案内をし、令和2年3月1日から評価書をホームページにて掲載及び担当課等での閲覧により意見を募集	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	VI評価書実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ①実施日・期間	令和元年6月1日～令和元年6月30日	令和2年3月1日～令和2年3月31日	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	VI評価書実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	令和1年8月19日	令和2年6月15日	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年7月31日	VI評価書実施手続 3. 第三者点検 ③結果	<p>答申(令和元年9月12日答申第7号)において、評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについては適当と認められた。なお、豊田市情報公開・個人情報保護審査会の答申において以下の附帯意見を受けた。</p> <p>・法令上、重要な変更を行う場合は事前に全項目評価の再評価を行うこととなっているが、今回は事後評価となってしまった。今後、同様のことが起きないよう、今回の経緯等について市役所内で共有するとともに、再発防止の仕組みを構築すべきである。</p> <p>このことについて、国保年金課の対応として、再評価の実施に先駆けて特定個人情報の取扱いに関するワーキンググループを設置し、制度改正・事務変更があった場合に特定個人情報保護評価書への影響調査を行うなど、事前の対応を可能とする仕組みをすでに構築済みである。また、法務課の対応として、特定個人情報取扱担当者の指定により担当者責任を明確にするとともに、今後の研修、通知等において事例を周知し、啓発し、再発防止を図ることとした。</p>	<p>答申(令和2年6月30日答申第4号)において、評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについては適当と認められた。</p>	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和3年4月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(項目追加)	(項目追加) ・課税情報 No.231、250、255、256 ・所得情報 No.10、33、38、39	事前	軽微な修正
	表紙 公表日	令和2年7月31日	(後日決定)	事前	国保連合会委託事務の再委託に伴う再評価
	I 基本情報 6. 情報提供 ネットワークシステムによる 情報連携 ②法令上の根拠	<p><豊田市国民健康保険業務> 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (情報照会の根拠) 別表第2の27項(20条)、42項(25条)、43項、44項(26条)、45項 ※括弧内は別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の条番号 (情報提供の根拠) 別表第2の1項(1条)、2項(2条)、3項(3条)、4項(4条)、5項(5条)、17項、22項、26項(19条)、27項(20条)、30項、33項、39項、42項(25条)、58項、62項(33条)、80項(43条)、87項(44条)、88項、93項(46条) ※括弧内は別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の条番号 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p><豊田市国民健康保険業務> 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (情報照会の根拠) 別表第2の27項(20条)、42項(25条)、43項、44項(26条)、45項 ※括弧内は別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の条番号 (情報提供の根拠) 別表第2の1項(1条)、2項(2条)、3項(3条)、4項(4条)、5項(5条)、17項、22項、26項(19条)、27項(20条)、30項、33項、39項、42項(25条)、58項、62項(33条)、80項(43条)、87項(44条)、88項、93項(46条) ※括弧内は別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の条番号 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	公金受取口座登録制度の項目追加
	(別添1)事務内容	-	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用業務がクラウド環境で行われる旨の表示	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムのクラウド化に伴うもの。
	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	-	(新規項目) 行政機関・独立行政法人等(デジタル庁)	事後	公金受取口座の入手元として記載

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の頻度・時期	<p><本人・他部署・他地方公共団体からの入手></p> <p>【識別情報】 ・随時</p> <p>【連絡先等情報】 ・随時</p> <p>【業務関係情報】 - 地方税関係情報: 随時 - 健康・医療関係情報: 随時 - 医療保険関係情報: 随時 - 介護・高齢者福祉・年金関係情報: 随時</p> <p><国保連合会からの入手></p> <p>【業務関係情報】 ①資格継続業務 - 被保険者情報(国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報): 平成30年4月1日以後に、日次の頻度 ②高額該当の引き継ぎ業務 - 引き継ぎ情報(転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報): 平成30年4月1日以後に、月次の頻度</p>	<p><本人・他部署・行政機関・独立行政法人等・他地方公共団体からの入手></p> <p>【識別情報】 ・随時</p> <p>【連絡先等情報】 ・随時</p> <p>【業務関係情報】 - 地方税関係情報: 随時 - 健康・医療関係情報: 随時 - 医療保険関係情報: 随時 - 介護・高齢者福祉・年金関係情報: 随時 - 公金受取口座情報: 随時</p> <p><国保連合会からの入手></p> <p>【業務関係情報】 ①資格継続業務 - 被保険者情報(国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報): 平成30年4月1日以後に、日次の頻度 ②高額該当の引き継ぎ業務 - 引き継ぎ情報(転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報): 平成30年4月1日以後に、月次の頻度</p>	事後	公金受取口座情報を利用するため記載
	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	本人から入手する情報については、利用目的を窓口やホームページ等で明示した上で入手する。 情報ネットワークシステムを通じて入手する情報の明示については国民健康保険法第9条、第113条の2、番号法第9条1項、第19条7号に定められている。	本人から入手する情報については、利用目的を窓口やホームページ等で明示した上で入手する。 情報ネットワークシステムを通じて入手する情報の明示については国民健康保険法第9条、第113条の2、番号法第9条1項、第19条8号に定められている。	事前	公金受取口座登録制度の項目追加
	II ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託の有無	委託する 7件	委託する 10件	事前	件数修正(2件) 新規(1件)(理由)国保総合(国保集約システムのクラウド化に伴うもの。
	II ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託事項10	-	(新規項目) 国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムのクラウド化に伴うもの。
	II ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託事項10 ①委託内容	-	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データバックアップ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムのクラウド化に伴うもの。
	II ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託事項10 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	-	特定個人情報ファイルの全体	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムのクラウド化に伴うもの。
	II ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託事項10 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	-	10万人以上100万人未満	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムのクラウド化に伴うもの。
	II ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託事項10 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる個人の範囲	-	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者(*): 都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 ・擬制世帯主: 被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者(例: 国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。) ・過去に被保険者であった者及び過去に擬制世帯主であった者 * 国民健康保険法第5条及び第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう 	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムのクラウド化に伴うもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託委託事項10 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	-	都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を実施及びオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供(国保総合(国保集約)システム)のみに個人番号を用いるため、委託する特定個人情報ファイルの範囲として妥当と言える。	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムのクラウド化に伴うもの。
	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託委託事項10 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ③委託先における取扱者数	-	10人以上50人未満	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムのクラウド化に伴うもの。
	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託委託事項10 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	-	専用線	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムのクラウド化に伴うもの。
	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託委託事項10 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ⑤委託先名の確認方法	-	委託先名は調達関係情報として当市のWebサイトに公開する。	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムのクラウド化に伴うもの。
	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託委託事項10 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ⑥委託先名	-	愛知県国保連合会 (愛知県国保連合会は、国保中央会に再委託する)	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムのクラウド化に伴うもの。
	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託委託事項10 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ⑦再委託の有無	-	再委託する	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムのクラウド化に伴うもの。
	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託委託事項10 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ⑧再委託の許諾方法	-	<p>委託先の国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 -ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること -セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること -日本国内でのデータ保管を条件としていること -上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 -クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムのクラウド化に伴うもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II ファイルの概要 4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託事項10 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 ⑨再委託事項	-	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムのクラウド化に伴うもの。
	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の第1の項	番号法第19条第8号別表第2の第1の項	事後	公金受取口座登録制度の項目追加
	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の第2の項	番号法第19条第8号別表第2の第2の項	事後	公金受取口座登録制度の項目追加
	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の第3の項	番号法第19条第8号別表第2の第3の項	事後	公金受取口座登録制度の項目追加
	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の第4の項	番号法第19条第8号別表第2の第4の項	事後	公金受取口座登録制度の項目追加
	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の第5の項	番号法第19条第8号別表第2の第5の項	事後	公金受取口座登録制度の項目追加
	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先6 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の第17の項	番号法第19条第8号別表第2の第17の項	事後	公金受取口座登録制度の項目追加
	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の第22の項	番号法第19条第8号別表第2の第22の項	事後	公金受取口座登録制度の項目追加
	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先8 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の第26の項	番号法第19条第8号別表第2の第26の項	事後	公金受取口座登録制度の項目追加
	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先9 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の第27の項	番号法第19条第8号別表第2の第27の項	事後	公金受取口座登録制度の項目追加
	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先10 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の第30の項	番号法第19条第8号別表第2の第30の項	事後	公金受取口座登録制度の項目追加
	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先11 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の第33の項	番号法第19条第8号別表第2の第33の項	事後	公金受取口座登録制度の項目追加
	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先12 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の第39の項	番号法第19条第8号別表第2の第39の項	事後	公金受取口座登録制度の項目追加
	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の第42の項	番号法第19条第8号別表第2の第42の項	事後	公金受取口座登録制度の項目追加
	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先14 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の第58の項	番号法第19条第8号別表第2の第58の項	事後	公金受取口座登録制度の項目追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先15 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の第62の項	番号法第19条第8号別表第2の第62の項	事後	公金受取口座登録制度の項目追加
	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先16 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の第80の項	番号法第19条第8号別表第2の第80の項	事後	公金受取口座登録制度の項目追加
	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先17 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の第87の項	番号法第19条第8号別表第2の第87の項	事後	公金受取口座登録制度の項目追加
	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先18 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の第88の項	番号法第19条第8号別表第2の第88の項	事後	公金受取口座登録制度の項目追加
	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先19 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の第93の項	番号法第19条第8号別表第2の第93の項	事後	公金受取口座登録制度の項目追加
	III リスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<本人・他部署・他地方公共団体からの入手> ・個人番号を含んだ特定個人情報の庁内照会は、その事務に必要な者だけしか照会できないよう、システム上でアクセス制御を行っている。 ・システム上での庁内連携により特定個人情報を入手する場合、いつ、誰が、何のために(どの業務のために)入手したかの記録(ログ)をシステム上で保存している。 <国保連合会からの入手> ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性及び整合性のチェックが行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。	<本人・他部署・行政機関・独立行政法人等・他地方公共団体からの入手> ・個人番号を含んだ特定個人情報の庁内照会は、その事務に必要な者だけしか照会できないよう、システム上でアクセス制御を行っている。 ・システム上での庁内連携により特定個人情報を入手する場合、いつ、誰が、何のために(どの業務のために)入手したかの記録(ログ)をシステム上で保存している。 <国保連合会からの入手> ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性及び整合性のチェックが行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。	事後	公金受取口座登録制度の項目追加
	III リスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<本人・他部署・他地方公共団体からの入手> ・個人番号を含んだ特定個人情報の庁内照会は、その事務に必要な項目だけしか照会できないよう、システム上で利用者IDによるアクセス制御を行っている。 ・被保険者等が記入すべき部分を明示した様式の届出書としている。 <国保連合会からの入手> ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定された範囲によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。	<本人・他部署・行政機関・独立行政法人等・他地方公共団体からの入手> ・個人番号を含んだ特定個人情報の庁内照会は、その事務に必要な項目だけしか照会できないよう、システム上で利用者IDによるアクセス制御を行っている。 ・被保険者等が記入すべき部分を明示した様式の届出書としている。 <国保連合会からの入手> ・入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定された範囲によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。	事後	公金受取口座登録制度の項目追加
	III リスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<本人・他部署・他地方公共団体からの入手> ・個人番号を含んだ特定個人情報の庁内照会は、その事務を行う者だけしか照会できないよう、システム上でアクセス制御を行っている。 ・システム上での庁内連携により特定個人情報を入手する場合、いつ、誰が、何のために(どの業務のために)入手したかの記録(ログ)をシステム上で保存している。 ・被保険者等からの申告情報等については、その使用目的を説明した上で取得することとしている。 <国保連合会からの入手> ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定された範囲でしか入手できないようシステムで制御していることで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。	<本人・他部署・行政機関・独立行政法人等・他地方公共団体からの入手> ・個人番号を含んだ特定個人情報の庁内照会は、その事務を行う者だけしか照会できないよう、システム上でアクセス制御を行っている。 ・システム上での庁内連携により特定個人情報を入手する場合、いつ、誰が、何のために(どの業務のために)入手したかの記録(ログ)をシステム上で保存している。 ・被保険者等からの申告情報等については、その使用目的を説明した上で取得することとしている。 <国保連合会からの入手> ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定された範囲でしか入手できないようシステムで制御していることで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。	事後	公金受取口座登録制度の項目追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ リスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	<p><本人・他部署・他地方公共団体からの入手> ・番号法第16条の規定に基づき個人番号カードの提示もしくは通知カードと身分証明書の提示を求める。 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」(以下、「規則」という)及び規則に定めた「豊田市住民基本台帳事務等における本人確認等に関する要綱」に従い本人確認を実施する。</p> <p><国保連合会からの入手> ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCIにおいて国保連合会から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を附加して配信された情報であるため、本人確認は当市において国保連合会に送付する前に実施済みである。</p>	<p><本人・他部署・行政機関・独立行政法人等・他地方公共団体からの入手> ・番号法第16条の規定に基づき個人番号カードの提示もしくは通知カードと身分証明書の提示を求める。 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」(以下、「規則」という)及び規則に定めた「豊田市住民基本台帳事務等における本人確認等に関する要綱」に従い本人確認を実施する。</p> <p><国保連合会からの入手> ・特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCIにおいて国保連合会から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を附加して配信された情報であるため、本人確認は当市において国保連合会に送付する前に実施済みである。</p>	事後	公金受取口座登録制度の項目追加
	Ⅲ リスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	<p><本人・他部署・他地方公共団体からの入手> ・個人番号カードの提示又は通知カードの提示がない場合は、本人に氏名、住所、生年月日、性別を確認し、システム上で管理された情報と照合する。</p> <p><国保連合会からの入手> ・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルを、システム上で管理された情報と照合する。</p>	<p><本人・他部署・行政機関・独立行政法人等・他地方公共団体からの入手> ・個人番号カードの提示又は通知カード及び身分証明書の提示を求める。 ・個人番号カードの提示又は通知カードの提示がない場合は、本人に氏名、住所、生年月日、性別を確認し、システム上で管理された情報と照合する。</p> <p><国保連合会からの入手> ・国保連合会から入手する特定個人情報ファイルを、システム上で管理された情報と照合する。</p>	事後	公金受取口座登録制度の項目追加
	Ⅲ リスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p><本人・他部署・他地方公共団体からの入手> ・情報の登録及び更新の際は、別の者が入力確認を行い、記録誤りがあった場合は、当初入力した者に差し戻し、再入力後に再度確認を行っている。</p> <p><国保連合会からの入手> ・国保連合会から配信される情報については、当市から送信した情報をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を当市の職員が確認している。 ・入手した特定個人情報は、当市の国民健康保険情報システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に速やかに確認を行うこととしている。</p>	<p><本人・他部署・行政機関・独立行政法人等・他地方公共団体からの入手> ・情報の登録及び更新の際は、別の者が入力確認を行い、記録誤りがあった場合は、当初入力した者に差し戻し、再入力後に再度確認を行っている。</p> <p><国保連合会からの入手> ・国保連合会から配信される情報については、当市から送信した情報をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を当市の職員が確認している。 ・入手した特定個人情報は、当市の国民健康保険情報システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に速やかに確認を行うこととしている。</p>	事後	公金受取口座登録制度の項目追加
	Ⅲ リスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報の入手 リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<p><本人・他部署・他地方公共団体からの入手> ・システム上で府内連携により特定個人情報を入手する場合、いつ、誰が、何のために(どの業務のために)入手したのか記録(ログ)をシステム上で保存している。 ・紙媒体で提出された申請情報等は鍵付の保管庫等で保管している。</p> <p><国保連合会からの入手> ・国保連合会から市区町村に貸与される国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用い、その通信には、認証・通信内容の暗号化を実施することにより、漏えい・紛失を防止する。 ・国保連合会から貸与される国保総合PCと、業務用PCとの間の情報の授受において使用する外部記録媒体について、当市では次の措置を講じる。 - 外部記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 - 外部記録媒体その保管は鍵つきの保管庫にて行う。 - 外部記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 - 外部記録媒体について国保連合会において定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。</p>	<p><本人・他部署・行政機関・独立行政法人等・他地方公共団体からの入手> ・システム上で府内連携により特定個人情報を入手する場合、いつ、誰が、何のために(どの業務のために)入手したのか記録(ログ)をシステム上で保存している。 ・紙媒体で提出された申請情報等は鍵付の保管庫等で保管している。</p> <p><国保連合会からの入手> ・国保連合会から市区町村に貸与される国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用い、その通信には、認証・通信内容の暗号化を実施することにより、漏えい・紛失を防止する。 ・国保連合会から貸与される国保総合PCと、業務用PCとの間の情報の授受において使用する外部記録媒体について、当市では次の措置を講じる。 - 外部記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取り扱うように限定する。 - 外部記録媒体その保管は鍵つきの保管庫にて行う。 - 外部記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 - 外部記録媒体について国保連合会において定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。</p>	事後	公金受取口座登録制度の項目追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>IIIリスク対策(プロセス)</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</p> <p>具体的な方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化 ・再委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 <ul style="list-style-type: none"> ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等 ・また、再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。 <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務></p> <p><医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていることを条件とする。</p> <p>・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村保険者事務共同処理業務> ・システムの運用・保守委託においては、アクセスログによる記録を残している。 <p><医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作ログを中間サーバーで記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> -ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること -セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること -日本国内でのデータ保管を条件としていること -上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 ・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得る。 	事前	(理由)国保総合(国保集約)システムのクラウド化に伴うもの。
	<p>VI評価書実施手続</p> <p>1. 基礎項目評価</p> <p>①実施日</p>	令和2年7月20日		事前	
	<p>VI評価書実施手続</p> <p>2. 国民・住民等からの意見の聴取</p> <p>①実施日・期間</p>	令和2年3月1日～令和2年3月31日		事前	